



2020年7月発行 編集:沖縄県労働金庫 経営統括部

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1番地9

TEL:098(866)0236(本部代表) / 098(861)1196(経営統括部)

お客様相談デスク ☎0120-602-040 受付時間:平日9:00~17:00

ホームページ <https://www.okinawa-rokin.or.jp/>

沖縄ろうきん

DISCLOSURE

2020

ディスクロージャー誌 2020

沖縄ろうきんの現況



2020 DISCLOSURE

ディスクロージャー誌

※ディスクロージャー(Disclosure)とは、物事を明らかにして示すことで、金融機関においては「経営内容の開示」のことです。

Contents

- 01 発行にあたって
- 02 ろうきんの理念と基本姿勢
- 03 お客様本位の業務運営に関する取り組み方針(抜粋)
- 04 ろうきんのネットワークとセーフティネット
- 05 ろうきんのあゆみ(全国・沖縄)
- 06 第5期中期経営計画・2020年度事業計画
- 08 2019年度の事業概況
- 10 トピックス
- 12 事業の組織
- 13 内部統制について
- 14 コンプライアンス(法令等遵守)の態勢
- 20 リスク管理の態勢
- 22 社会的責任と貢献活動
- 28 預金・ローンのご案内
- 30 各種サービス業務
- 32 各種手数料
- 34 店舗・自動機設置状況
- 38 ろうきんカードのご利用案内
- 39 財務データ
- 73 索引(開示項目一覧)



コザ支店 具志川支店(2020年3月移転統合)

DISCLOSURE2020

発行にあたって

沖縄県労働金庫 理事長

高良 恵一



日頃より沖縄ろうきんをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
今年度も、当金庫の理念や諸方針、経営状況について、多くのみなさまに知っていただくため、「2020ディスクロージャー誌 沖縄ろうきんの現況」を発行いたしました。ご高覧いただければ幸いです。

2019年度、沖縄県労働金庫は、超低金利環境が続く中において依然として厳しい利益水準にありますが、個人融資・預金ともに大きく実績を伸ばし、「総預金」「個人預金」「総貸出金」「個人貸出金」の4指標すべてにおいて増加計画を達成することができました。会員組織をはじめ多くの皆さまのご理解とご協力の賜物であり感謝と敬意を表するものです。

2020年3月に「コザ支店」「具志川支店」を移転統合し、新たに「コザ支店 具志川支店」としてスタートいたしました。会員組織や利用者の利便性とサービスの向上をはかり、「ろうきん運動」の充実・強化に取り組んでまいりまいます。

昨今、企業や自治体等で様々な目標を定め取り組まれているSDGsですが、当金庫のワーキングメンバーにおいて、沖縄を取り巻く社会問題を視点に沖縄ろうきんとして取り組むべき内容を論議し「沖縄ろうきん SDGs達成に向けた考動ビジョン」に取り組んでまいります。

世界は、自然災害に加え、コロナ禍の影響により経済環境・雇用環境に影響が出ているところであり。特に、沖縄県の経済を牽引する観光関連企業に深刻な影を落とし、景気回復や現状修復に向けてきびしい道のりが予想されます。ろうきん業態においては、影響を受けられたお客様への支援策として「勤労者生活支援特別融資制度」を実施し、ローン返済における元金据置、返済猶予など返済プランの変更等に対応し、取り組んでいるところです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している世帯が増える中、養育世帯への緊急支援として「ろうきん こくみん共済 coop 働く仲間のゆめ・みらい基金」による食糧支援等、社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

「百年に一度の国難」とも言われております。私たち役員一同は、今こそ勤労者の福祉金融機関としての役割をより一層発揮してまいります。今後とも変わらぬご理解とご協力、「ろうきん運動推進」への参画・連帯をお願い申し上げます。

2020年7月

沖縄ろうきんの概要(2020年3月末)

名称 / 沖縄県労働金庫
本店所在地 / 沖縄県那覇市旭町1番地9
電話番号 / 098-866-0236(代)
金融機関コード / 2997
創立 / 1966年(昭和41年)2月26日
出資金 / 9億50百万円
店舗数 / 12店舗
団体会員数 / 447 会員
間接構成員数 / 94,728人
預金残高 / 2,704億27百万円
融資残高 / 1,813億73百万円
※店舗数には、バーチャル店舗(インターネット 沖縄支店)を含みます。
※預金残高には、譲渡性預金残高を含みます。

金額・比率の表示方法のご案内

1. 金額単位
 - (1) 各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています(ただし、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第7条の規定に基づく「資産の査定公表」については、金額単位未満を四捨五入しています)。
 - (2) 小計・合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
 - (3) 期中増減額(比率)、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。
なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告数値をそのまま記載しています。
2. 諸利回り・諸比率
 - 小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています。

本誌は、労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)の規定並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条(資産の査定公表)の規定に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

ろうきんの理念と基本姿勢

お客様本位の業務運営に関する取り組み方針(抜粋)

2017年11月1日制定

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

ろうきんの基本姿勢

目的

ろうきんは、働く仲間がつくった福祉金融機関です。

ろうきんは、労働組合や生活協同組合の働く仲間が、お互いを助け合うために、資金を出し合っただけでなく、協同組織の金融機関です。

ろうきんは、働く人たちの暮らしを支え、快適で過ごしやすい社会づくりに寄与することを目的としています。

運営

ろうきんは、営利を目的としない金融機関です。

ろうきんは、労働金庫法に基づいて、営利を目的とせず、公平かつ民主的に、そして政治的にも中立の立場で運営されています。

会員は、平等の立場でろうきんを利用するだけでなく、ろうきんの運営にも参画し、会員自らの活動としてろうきんの運動をすすめています。

運用

ろうきんは、生活者本位に考える金融機関です。

ろうきんは、預金・ローン・各種金融サービスを提供しています。

働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く人たちとその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

沖縄ろうきん《クレド》～お客さまへのお約束～

1. 私たちは、お客さまに「心から必要とされる福祉金融機関」をめざします。
2. 私たちは、どんな状況下においても、明るく、元気で、前向きに、お客さまのために行動します。
3. 私たちは、常に感謝の気持ちを持ち、お客さまに「寄り添った活動」を続けます。
4. 私たちは、働く仲間との連帯、「ゆいま～るの精神」で、生活応援運動を実現します。
5. 私たちは、ルールや約束を守り、正確・迅速・誠実に行動します。
6. 私たちは、金融のプロであることを自覚し、一人ひとり責任を持って行動します。
7. 私たちは、チームワークを重視し、相互に尊重し合い、協力し合っただけでなく、協同組織の金融機関です。
8. 私たちは、常に革新意識を持ち、果敢に挑戦し、掲げた目標については必ず達成し続けます。

ろうきんの目的・事業運営三原則

労働金庫法は、ろうきんおよび労働金庫連合会の設立および組織・事業等に関する根拠法です。

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている「非営利の原則」「会員に対する直接奉仕の原則」「政治的中立の原則」に基づき、中期経営計画および年度事業計画等を策定して事業を運営しています。

労働金庫法(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

(原則)

- 第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行つてはならない。【非営利の原則】
- 2 金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。【会員に対する直接奉仕の原則】
- 3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。【政治的中立の原則】

〈ろうきん〉は、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初の〈ろうきん〉が設立されて以来、常に一貫して金融商品・サービスの提供を通じて、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

〈ろうきん〉は、根拠法である『労働金庫法』において、「非営利」「直接奉仕」「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国の〈ろうきん〉は、これら原則に基づき、これまでもお客様本位の事業運営を実践してきました。〈ろうきん〉にとって、お客様である勤労者一人ひとりの生涯にわたり、お客様の立場に立った良質な商品・サービスを提供していくことは本来的な役割であり、存在意義であるといえます。

〈沖縄ろうきん〉は、今般、『お客様本位の業務運営に関する取り組み方針』を策定・公表するにあたり、これまで取り組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動を踏まえ、変化する時代の要請に応えるべく更なる取り組みを進めていきます。「ろうきんの理念」のもと、以下の取り組み方針に基づく活動を実践し、勤労者のくらしを守り、より豊かにする運動を展開していきます。

1.「お客様本位の業務運営に関する取り組み方針」の策定・公表

- 〈沖縄ろうきん〉(以下、当金庫)はお客様本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客様本位の業務運営に関する取り組み方針」(以下、本方針)を策定します。
- 本方針および本方針に係る取り組み状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し、公表します。
- 本方針は毎年見直しのうえ、必要に応じて改正します。

2.お客様の生活を生涯にわたってサポートすることを第一に考えた取り組み

- 当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、全ての事業活動において、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客様の生活を生涯にわたってサポートすることを第一に考え、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- お客様が最善の利益を得られるよう、お客様一人ひとりのライフプランとニーズを踏まえた最適なアドバイスと、質の高い金融サービスを提供します。

3.利益相反を適切に管理する取り組み

- 当金庫は、お客様の利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、お客様の保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行っています。
- 投資信託等の一定のリスクを伴う商品のラインナップについては、業態の中央機関である労金連において、販売する商品の基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで、当金庫において販売する商品を、お客様の最善利益追求の観点で選定しています。

4.手数料等に係る情報提供の取り組み

- 当金庫は、お客様にご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行います。
- 投資信託に係る手数料については、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるようにするなど、お客様にわかりやすい開示を行います。

5.お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取り組み

- 当金庫は、お客様の金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、その複雑さやリスクに見合った、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。
- ろうきん業態として、確定拠出年金(DC)について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンについて詳しく説明しています。
- 当金庫が取り扱う投資信託については、ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。なお、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ形式の商品がありますが、当商品については個別のファンドごとの購入には対応しておりません。

6.お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取り組み

- 当金庫は、お客様一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育て・教育・マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えます。また、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや商品開発を行います。
- 当金庫は、お客様一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客様に最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客様の投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、お客様一人ひとりに合った的確な説明・提案を誠実にいたします。

7.「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取り組み

- ろうきん業態は、「ろうきんの理念」を掲げ、お客様である勤労者とその家族の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。「ろうきんの理念」を職員へ定着させ実践に向けた行動に繋げるため、ろうきん業態の中央機関である労金協会において、職員を対象に「理念研修」を開催しています。当金庫においても、「ろうきん」ならではの存在意義と役割発揮に係る研修等を人材教育体系の中で位置付けています。
- 当金庫は、「「ろうきん理念」を念頭に主体性を持ち自立した行動ができる職員」、「勤労者の「福祉金融」を通じ、金融のプロフェッショナルとして、「働く人の夢の実現」に貢献できる職員」等を理想的な職員像と定め、「ろうきん理念」の実現に向けた取り組みを実践できる職員育成に取り組んでいます。

以上

ろうきんのネットワークとセーフティネット

ろうきんのあゆみ(全国・沖縄)



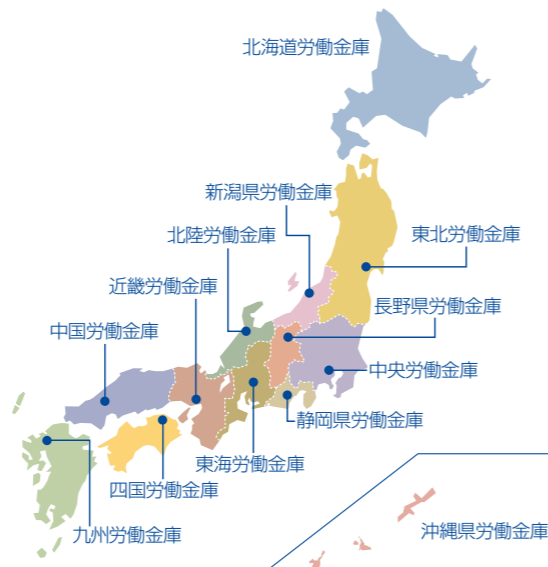
全国ろうきんの概要

ろうきんは、一般社団法人 全国労働金庫協会(労金協会)と労働金庫連合会(労金連)を中央機関として、全国13金庫614店舗のネットワークを形成しています。

●全国ろうきん・沖縄ろうきんの概要 (2020年3月末)

項目	全国ろうきん (13金庫)	沖縄ろうきん
店舗数	614店舗	12店舗
常勤役員数	11,317人	154人
団体会員数	50,796会員	447会員
間接構成員数	11,400,656人	94,728人
出資金	963億円	9億円
預金残高	20兆8,775億円	2,704億円
貸出金残高	14兆2,011億円	1,813億円
自己資本比率	9.76%	10.53%

※預金残高には、譲渡性預金残高を含みます。
※店舗数には、バーチャル店舗を含みます。

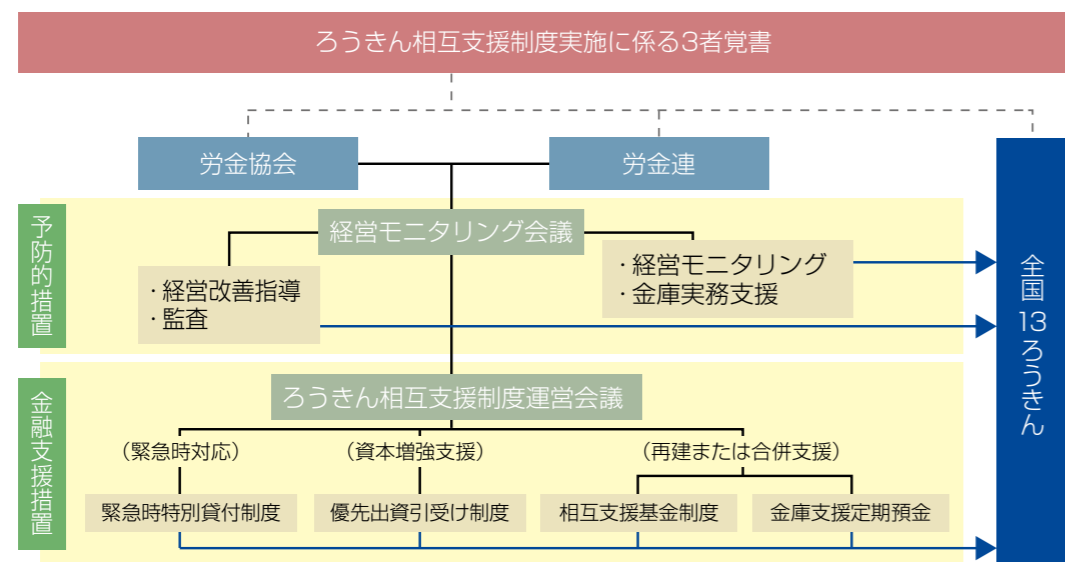


ろうきん業態セーフティネット

お客様の預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットを用意しています。

1 番目の柱は、労金協会および労金連による定期的な経営状況のモニタリングと労働金庫監査機構による監査です。経営上の問題が認められる場合には、その問題の程度に応じて必要な措置を講じ、問題の早期改善を図ることとしています。また、労働金庫監査機構は全国ろうきんの監査を実施し、指導を行っています。

2 番目の柱は、労金連の金融機能を活用した「ろうきん相互支援制度」です。万一、ろうきんに経営上の問題が生じ、支援が必要となった場合には、労金連が緊急資金の貸出しや資本注入、資金援助等を行うことにより経営をサポートします。



	全国ろうきん	沖縄ろうきん
1950年	岡山と兵庫でろうきん設立	
1951年	(社)全国労働金庫協会設立	
1953年	労働金庫法施行	
1955年	労働金庫連合会設立、全国46番目の滋賀ろうきん設立	
1966年		沖縄県労働金庫設立、労金協会加入
1967年		政府(県庁)出張所、中部(コザ)出張所開店 宮古支店・八重山支店開店
1969年		コザ出張所 支店昇格 名護支店・与儀出張所・那覇市役所出張所開店
1970年		普天間支店開店
1971年		浦添出張所開店
1972年	財形貯蓄「虹の預金」取り扱い開始	本店ビル那覇市泉崎に新築落成、労金連加入
1976年		浦添出張所 支店昇格 設立10周年記念式典
1977年		与儀出張所 支店昇格
1978年		東町出張所開店
1981年		具志川出張所開店
1982年	財形年金取り扱い開始	
1983年	労働金庫中央事務センター開所	
1984年	全国為替オンラインシステム始動	具志川出張所 支店昇格
1985年	全国CDネット(ROCS)の完成	与那原出張所開店
1986年		設立20周年記念式典 オンライン「統一システム」へ移行 県内地域CD(OCS)提携参加
1987年	両替業務取り扱い認可	
1988年	財形住宅取り扱い開始	
1989年	スーパーMMC取り扱い開始、労働金庫総合事務センター設立	
1990年	全国統一オンラインシステム「ユニティ」稼働 全国キャッシュサービス(MICS)開始	
1991年	MICSのサンデーバンキング実施 スーパー定期取り扱い開始	与那原出張所 支店昇格 東町出張所を本店営業部へ統合 全国統一オンラインシステム「ユニティ」へ移行
1992年	貯蓄預金・スーパー積金の取り扱い開始	
1993年		関連会社「(株)沖縄ろうきんサービス」設立
1994年	国債直接窓販業務取り扱い開始	
1995年	ろうきん震災遺児支援定期「応援(エール)30」取り扱い開始	
1996年	全国ろうきんの総預金量10兆円達成	沖縄信金との業務提携「SRネット21」開始 設立30周年記念式典 那覇市役所出張所・県庁出張所 支店昇格
1997年	ろうきんの新理念制定	
1998年	近畿ろうきん発足	コザ信金との業務提携「SRネット21」開始
1999年	郵便局とCD・ATMオンライン提携開始	
2000年	東海ろうきん発足 デビットカードサービス開始	県内6行庫共同キャッシュサービス「うちな〜ネット」開始 ローンプラザなは営業開始
2001年	中央ろうきん・四国ろうきん発足(4月) 北陸ろうきん・九州ろうきん発足(10月)	ローンプラザコザ営業開始 インターネットバンキングサービス開始
2002年		確定拠出年金業務取り扱い開始
2003年	東北ろうきん・中国ろうきん発足(10月) 財形・エース電話振替サービス「ZATTS」稼働	台風14号被災地復興特別支援融資取り扱い
2004年	アイワイバンク銀行(現・セブン銀行)とATM利用提携	与儀支店を本店営業部へ統合
2006年	住宅ローン総合保険取り扱い開始 ろうきん育児支援ローン・災害救援ローン取り扱い開始	コザ信金との相互入金提携を開始 NPO助成金制度創設 設立40周年記念式典
2007年	新潟ろうきんと静岡ろうきんが、 全国統一オンラインシステム「ユニティ」に移行	おもろまち支店開店、ローンプラザおもろまち営業開始 インターネット沖縄支店開店 (株)沖縄ろうきんサービス清算終了
2008年	就職安定資金融資制度取り扱い開始	
2009年	労働金庫合併準備委員会を設置 訓練・生活支援資金融資制度取り扱い開始	労働金庫合併準備委員会へ参画 那覇市役所支店をおもろまち支店へ統合
2010年	全国合併(「日本労金」設立)の当面延期を決定	他行自動機利用手数料「キャッシュバックサービス」取り扱い開始 うちな〜ネット・共同自動機(他行幹事)の共同運営から撤退
2011年	技能者育成資金融資取り扱い開始 求職者支援資金融資取り扱い開始	
2012年		新本店ビル那覇市旭町に完成・移転
2013年	「ユニティ」を3回にわたり休止し、 「アール・ワン」の稼働テストを実施	2012国際協同組合年イベント 「おきなわ花と食のフェスティバル2013」に参画
2014年	全国新オンラインシステム「アール・ワン」稼働 ろうきんビジョン策定	全国新オンラインシステム「アール・ワン」へ移行 県庁支店を県庁出張所へ変更
2015年		「ろうきん・わたしたシマづくり運動基金」から初の寄付金贈呈(6団体)
2016年	コンビニATMを展開する(株)イーネット、(株)LANsとの業務提携開始	設立50周年記念式典 会員団体とともに、「ろうきん 働く仲間ゆめ・みらい基金」創設
2017年	労働金庫連合会 沖縄オフィス開所 協同組合がユネスコの「無形文化遺産」に登録 IB投資信託取り扱い開始	O150(マルイチゴウマル)ゆめ・みらい運動の開始
2018年		子ども積立「こたろう」取り扱い開始 ろうきん教育ローン奨学金借換制度「kukuru」取り扱い開始
2019年	ろうきん SDGs 行動指針を策定	「パートナーゆいサポート制度」取り扱い開始 妊活サポートローン「Hug-kumi(はぐくみ)」取り扱い開始
2020年	電子マネーチャージの取り扱い開始	「コザ支店 具志川支店」移転統合 営業開始



第5期中期経営計画・2020年度事業計画



第5期中期経営計画（2018年度～2020年度）

～共に助け合い、支え合うことのまん中へ～

- 今、金融機関はかつて経験したことのないほどの厳しい収益環境にあります。こうした時代にあっても<ろうきん>は、働く人の「生涯にわたる生活設計を安心・安全なものにするための支援活動」を通して、<ろうきん>の役割を發揮するとともに、地域と社会に貢献できる金融機関をめざします。
- 第5期中期経営計画(2018～2020年度)においても、唯一の「勤労者福祉金融機関」であることの使命・役割發揮を事業展開の柱に据え、「働く人の一番身近で親しみの持てる金融機関」「働く人とその大切な人の夢実現、笑顔の創出」「<ろうきん>利用拡大を通じた経営基盤の安定・強化」をめざしていきます。
- その実現に向けて、<ろうきん>は、会員、推進委員会、福祉事業団体等との「協働」による運動推進、事業展開を行い、<ろうきん>の存在意義、存在価値を確固としたものにし「選ばれる金融機関」へ成長します。

【方針1】理念経営・共生社会・持続的経営の実現の取り組み

- (1) 理念経営を実践・徹底します。
- (2) 共生社会の実現に向けた貢献活動を経営の基本方針とします。
- (3) 持続的経営の実現に向け働く人に安心してご利用頂くための収益改善に向けた取り組みを実践します。
- (4) 利益は、会員・お客さま・職員とその大切な人が「元気」「笑顔」になるためのエネルギーであり、当期純利益の確保、安定収益実現をはかります。
- (5) 財務数値改善に取り組みます。重要経営指標(3力年目標)を達成します。
- (6) 従来の仕事のやり方の抜本的見直しによる効率化体質への転換

【方針2】会員・お客さまとの協働による生活応援運動の展開・発展、地域貢献・創生の取り組み

- (1) 全員参加型の経営を通じて「会員・お客さま利用の最大化」に向け、「広げる活動」とそれを「深める活動」を取り組みます。
- (2) 共生社会の実現に向け、地域貢献・創生、社会貢献に取り組みます。

【方針3】ガバナンス・経営管理・コンプライアンス管理態勢等の取り組み

- (1) 法令や業務上の諸規則等を遵守し、規程等にもとづく厳正な事務と相互牽制の徹底、監査機能の充実・強化を通じて、適切な業務運営を行います。また、個人情報保護、反社会的勢力との取引排除と危機管理を徹底し、金融機関機能の安全と信頼の確保に向け、内部管理態勢を強化します。
- (2) コンプライアンスにおける適正な運営が、顧客との信頼関係の醸成に資するとともに、トラブルや不祥事の防止の上でも重要な役割を担っています。コンプライアンス環境の変化に、適切に対応し不断に取り組んでいきます。
- (3) 理事会・常務会を中心としたガバナンス・経営管理態勢のより一層の充実をはかり、金庫策定の方針・計画に基づき、金庫経営の実効性を高めていきます。

【方針4】働く人に寄り添う日本で唯一の福祉金融機関ならではの金融サービス提供の取り組み

- (1) 勤労者の生涯生活設計支援・可処分所得向上および利便性向上に取り組みます。

【方針5】福祉金融機関としての差別化確立、商品・サービス差別化の取り組み

- (1) 会員・お客さまへ安心・安全を提供します。
- (2) 会員・推進委員会・ろうきんが三位一体となり、会員構成員を金融面から「支え・守る」という役割發揮に向けた学習会等を開催します。
- (3) 金融リテラシー教育の啓発を実践します。

【方針6】働く人とその大切な人としっかり向き合い、信頼される人財および金融プロフェッショナルの育成の取り組み

- (1) 理念経営を実践する「福祉金融機関職員」を育成します。
- (2) 提案手法等に関する「人財育成」の充実・強化をはかります。
- (3) 金融プロフェッショナルとしての人財を育成します。
- (4) 経営意識を持ったリーダーを育成します。

【方針7】志高く挑戦し続け、常に会員・お客さまに寄り添う「組織」づくりの取り組み

- (1) 志高く挑戦し続け、常に会員・お客さまに寄り添う「組織」をつくります。
- (2) 役職員が、「理念・使命」の実現に向けて、いきいきと仕事を実践し相乗効果を發揮できる「組織」をつくります。
- (3) 心身共に健康で働きがいにあふれ、高い生産性を生み出す「組織風土」・「職場環境」をつくり、よりよい「組織風土」をつくり、利用者に感動を与え、利用者の役に立ち社会に貢献し、仕事を通じて感動や感謝を体験し、人として成長します。



2020年度事業計画

単位：百万円

融 資					預 金
個 人					個 人
新規目標		増加目標			増加目標
有担保	無担保	有担保	無担保	合計	
16,656	8,515	4,000	1,000	5,000	3,000



SDGs（持続可能な開発目標）の活動展開

ろうきん業態ではSDGsの実現に向けた取り組みを展開するにあたり、「ろうきんSDGs行動指針」を策定しました。この「ろうきんSDGs行動指針」に基づき、「誰一人取り残さない」、すべての人々が必要な金融サービスにアクセス・利用できる「金融包摂(ほうせつ)」の考え方*に基づき具体的な活動を展開します。

*金融サービスから疎外されている人々に信用、貯蓄、保険、決済、送金などの機会を提供し、その方々の経済的自由度を高めることにより、生活および所得水準の向上や所得不平等の解消をはかるのが「金融包摂」の目的であり、「責任ある金融」の実践とも言えます。



2019年度の事業概況



2019年度の事業概況

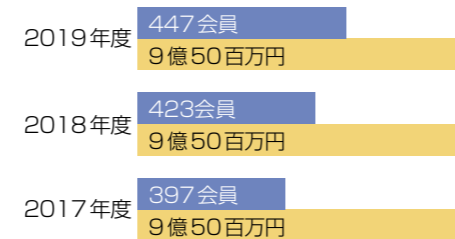
1 会員数・出資金の状況

当金庫の事業基盤である団体会員は、2019年度中に28団体が加入しましたが、組織解散等によって4団体が脱退したため、期末では447会員となりました(期首比24会員増)。

間接構成員(ろうきんの会員である団体に所属されている一人ひとりのお客さま)の数は、期首から5,481人増加し、期末には94,728人となりました。

出資金は、対前期比と同額の9億50百万円となりました。

◎会員数・出資金の推移



2 貸出金の状況

貸出金は、期首から240億68百万円増加し(増加率15.30%)、期末残高は1,813億73百万円となりました。

うち個人向け貸出は、期首から173億58百万円増加し(増加率11.84%)、期末残高は1,639億65百万円となりました。また、団体向け貸出は、期首から67億9百万円増加し(増加率62.71%)、期末残高は174億8百万円となりました。

◎貸出金残高の推移



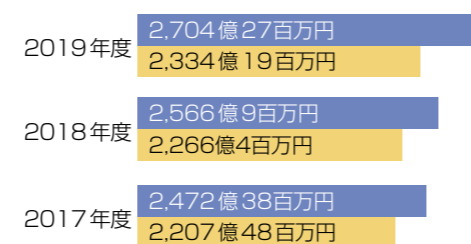
3 預金の状況

預金(譲渡性預金含む)は、期首から138億18百万円増加し(増加率5.38%)、2,704億27百万円となりました。

そのうち、個人預金については、期首から68億14百万円増加し(増加率3.00%)、期末残高は2,334億19百万円となりました。また、団体預金については期首から70億3百万円増加し(増加率23.34%)、期末では370億8百万円となりました。

※個人預金には確定拠出年金定期預金(DC定期)を含みません。

◎預金残高の推移



4 収益の状況

経常収益は、資金運用収益および役員取引等収益は増加しましたが、その他業務収益やその他経常収益が減少したことにより前期に比べ40百万円減少し(増加率△1.10%)、35億85百万円となりました。

一方、経常費用は、その他業務費用が減少し、役員取引等費用およびその他経常費用が増加したことにより、前

期に比べ0.7百万円増加し(増加率0.02%)、33億10百万円となりました。

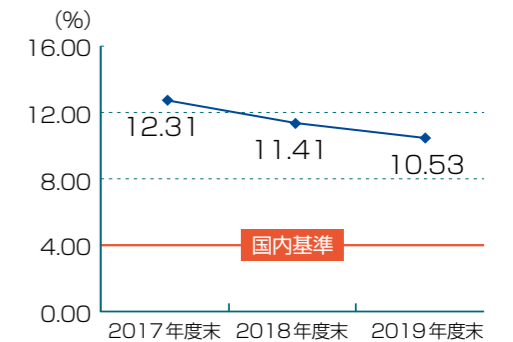
この結果、経常利益は前期に比べ40百万円減少し(増加率△12.94%)2億74百万円となりました。

最終損益となる当期純利益は3億17百万円となりました。

5 自己資本比率の状況

自己資本比率は、金融機関経営の健全性を示す代表的な指標のひとつです。この自己資本比率が高いほど、経営体力があるといえます。沖縄ろうきんのように、国内業務のみを行う金融機関の自己資本比率は4%以上であることが求められています。

2019年度末における自己資本比率は10.53%(単体)となりました。引き続き、国内基準である4%を大きく上回る水準を維持しています(自己資本の構成および充実度等につきましては、59~71ページをご覧ください)。



6 リスク管理債権の状況

リスク管理債権とは、何らかの理由により返済されない等の貸出金のことをいいます。貸出金に占めるリスク管理債権の割合を示した比率をリスク管理債権比率といい、この比率が低いほど経営の健全性が高いといえます。

2019年度末におけるリスク管理債権の合計は7億89百万円で、貸出金残高1,813億73百万円に占める

割合(リスク管理債権比率)は0.43%となりました(前年度比0.15ポイント減少)。

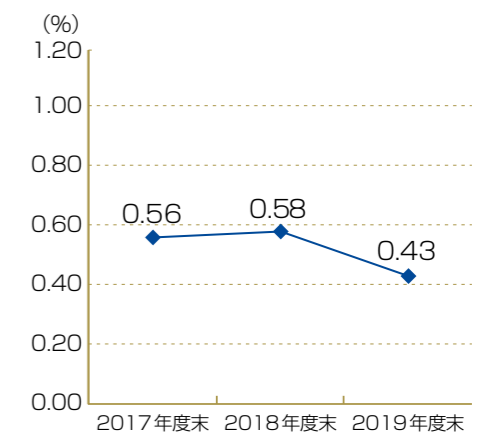
担保・保証等による回収および貸倒引当金によって、リスク管理債権全てをカバーしており、お客さまからお預かりした預金の安全な運用管理を心がけています。

◎リスク管理債権

区分	単位:百万円		
	2019年度末	2018年度末	2017年度末
リスク管理債権合計(A)	789	920	830
破綻先債権	1	55	3
延滞債権	769	845	810
3カ月以上延滞債権	18	19	15
貸出条件緩和債権	-	-	-
保全額(B)	789	921	830
担保・保証等による回収見込み額	784	913	816
貸倒引当金	5	7	13
保全率(B)/(A)	100.00%	100.00%	100.00%
貸出金残高(C)	181,373	157,305	147,654
リスク管理債権比率(A)/(C)	0.43%	0.58%	0.56%

※用語の解説については、52ページをご覧ください。

◎リスク管理債権比率の推移





2019

トピックス

- 4月 ●働くあなたの笑顔にあいたいキャンペーン (~2019年12月)
- パートナーゆいサポート制度取扱い開始

働くあなたの笑顔にあいたいキャンペーン
パートナーゆいサポート制度

- 「ろうきん機関紙コンクール2019」実施 (~2020年3月)
- 地区推進委員会代表者会議(4月19日)
- 県内16団体へ「ろうきん・わたしたシマづくり運動」より寄付金を贈呈(4月19日)



- 休日ローン相談会〈第3日曜日〉(~2020年3月)

- 5月 ●妊活サポートローン「Hug-Kumi(はぐくみ)」の取扱い開始(5月7日)

働きながら不妊治療に取り組む 従業員・職員のために
笑っていますか?
Hug-Kumi (はぐくみ) ご利用するQ&A

- 6月 ●単産・単組本部推進委員会(5月21日)
- 教育ローンキャンペーン (~2020年4月30日)
- 第55回通常総会(6月25日)



- 7月 ●自然災害復旧ローン創設(7月1日)

- 9月 ●単産・単組本部推進委員会(9月13日)
- 推進委員会 推進委員長・事務局長合同会議(9月13日)
- 「ろうきん 全労済 働く仲間のゆめ・みらい基金」贈呈式(9月19日)



- 10月 ●住宅ローン金利優遇策の継続実施(~2020年3月)
- 奨学金一斉相談会の実施(毎週水曜日) (~2019年11月)
- 「第33回沖縄県トータルリビングショー」へ出演(10月18日~20日)

2020

トピックス

- 1月 ●「LINE Pay」への電子マネーチャージの取扱い開始(1月27日)
- 認知症サポーター養成講座の受講 (~2020年1月)
- 2月 ●推進委員長会議(2月10日)
- 労福協フォーラム「ろうきん・全労済 働く仲間のゆめ・みらい基金で広げよう共助の輪」を共催(2月12日)



- 3月 ●新規加入会員に対する融資金利引下げキャンペーンの継続実施(~2021年3月)
- ろうきん・わたしたシマづくり運動委員会開催(3月4日)
- 「東日本大震災」に係る義援金を日本赤十字社沖縄県支部へ贈呈(3月10日)
- 店舗外自動機「うるま市役所出張所」新設オープン(3月18日)



- 「コザ支店 具志川支店」新築移転オープン(3月23日)



- 11月 ●沖縄県労働金庫 名護支店50周年記念式典・祝賀会(11月5日)



- ろうきん友の会 全地区親睦・交流グランドゴルフ大会開催(11月6日)



- 推進委員会代表者交流集会(11月15日)
- 「令和元年(2019年)台風15号・19号」に係る義援金を日本赤十字社沖縄県支部へ贈呈(11月18日)



- 「首里城再建」に係る義援金を沖縄県へ贈呈(11月20日)

- 12月 ●当金庫ATM利用件数1件につき5円を支援する首里城再建に向けた取り組み開始(2019年度~2022年度)

ろうきんATMのご利用が首里城再建につながります。

「沖縄ろうきん」は首里城再建を支援いたします。このたびの首里城火災に対して、心よりお哀悼申し上げます。当金庫では、全国で発行された、ろうきんキャッシュカード(ローンカード含む)で、お客さまが「ろうきんATM」をご利用(お出し・ご入金)された場合、1回のご利用につき5円を当金庫が拠出し、首里城再建へ向け支援金として寄付いたします。沖縄ろうきんATMを利用して、ぜひ、首里城再建支援にご協力ください。

事業の組織

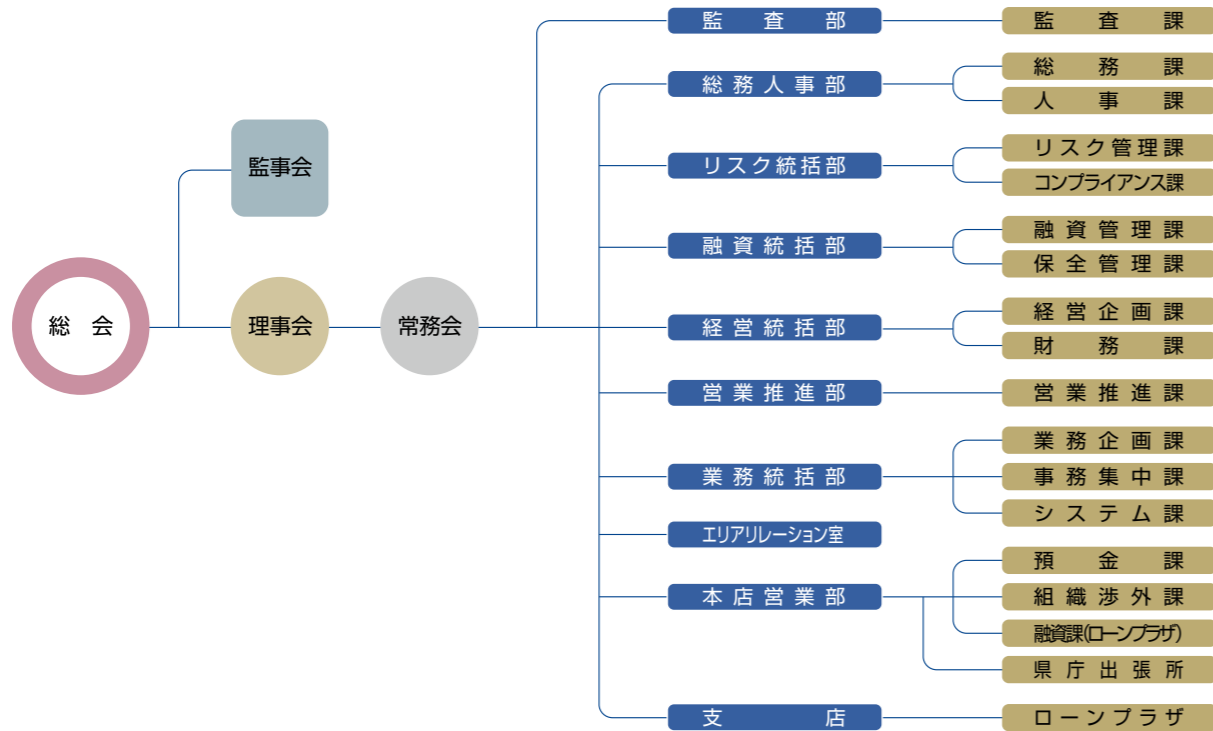
内部統制について

事業の組織

内部統制について

組織図

(2020年6月30日現在)



役員一覧

(2020年6月30日現在)

役職名	氏名	出身団体
理事長	高良 恵一	情報産業労働組合連合会沖縄県協議会
専務理事	成岡 義光	員外
常務理事	武田 陽子	員外
理事	砂川 安弘	日本労働組合総連合会沖縄県連合会
理事	仲宗根 哲	全日本自治団体労働組合沖縄県本部
理事	眞栄城 徳昭	沖縄県官公庁労働者共済会
理事	與那覇 栄蔵	全駐留軍労働組合沖縄地区本部
理事	佐賀 裕敏	沖縄県教職員組合
理事	宇江城 隆	沖縄県高等学校障害児学校教職員組合
理事	知念 克也	沖縄電力関連産業労働組合総連合
理事	盛外 真作	日本郵政グループ労働組合沖縄地方本部
理事	前川 勝弘	北部地区(北部地区労働組合協議会)
理事	知花 賢幸	中部地区(全駐留軍労働組合空軍支部)
理事	池間 寛信	宮古地区(日本郵政グループ労働組合宮古支部)
理事	仲山 一人	八重山地区(自治労石垣市職員労働組合)
理事	前村 昌健	員外(沖縄国際大学産業情報学部教授)
常勤監事	金城 辰巳	員外
監事	知花 幸明	日本食品関連産業労働組合総連合会沖縄地区協議会
監事	伊佐 真人	法定員外(公認会計士)

会計監査人の氏名又は名称

(2020年6月30日現在)

EY新日本有限責任監査法人

常勤役員等の兼職

(2020年6月30日現在)

労働金庫法第35条(兼職または兼業の制限)第1項における内閣総理大臣および厚生労働大臣の認可を受けて兼職を行っている常勤役員はおりません。

役員報酬の状況

(2019年度)

	支給人員	支給総額
理事	16人	46,730
監事	3人	12,904
合計	19人	59,634

(注)支給人員は、平均人員を記載しております。

職員の状況

項目	2019年度末	2018年度末
職員数(人)	150	151
うち男性	85	86
うち女性	65	65
平均年齢	38歳2月	38歳9月
平均勤続年数	13年9月	14年6月
平均給与月額(千円)	358	366

(注1)職員数は、準職員等(2019年度末50人、2018年度末52人)を含みません。

(注2)職員数は出向先で給与を負担する者を含みません。

(注3)平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。



業務の適正を確保するための体制整備(内部統制システム)の基本方針

当金庫では、労働金庫法第38条第5項第5号および労働金庫法施行規則第19条に基づき、「業務の適正を確保するための体制整備」(内部統制システム)について半期毎に下記の事項の運用状況を検証し、理事会へ報告しています。今後も、継続的に内部統制システムの点検・整備を進め、実効性の確保に努めてまいります。

1.理事および職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 金庫は、「ろうきんの理念」および、金庫の社会的責任と公共的使命の自覚のもと、法令等遵守(コンプライアンス)を経営の最重要課題として位置付け、すべての役職員が守らなければならない基本原則として『倫理綱領』『倫理憲章』『行動規範』『倫理規程』を制定の上、法令等遵守を実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を事業年度ごとに見直して法令等遵守に必要な措置を講じる。
- 金庫は、コンプライアンス委員会において金庫の法令等遵守状況を把握して定期的に理事会・監事会へ報告する。
- 金庫は、業務部門から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を理事会へ報告する。
- 金庫は、法令上疑義のある行為等について、役職員が直接情報提供を行なう手段として、「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。通報者の匿名性を担保するとともに不利益を被らない仕組みとする。
- 監事は、コンプライアンス態勢に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、代表理事へ改善策の策定を求めることができる。
- 金庫は、社会の秩序安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、健全かつ適切な業務運営を確保するため反社会的勢力とは一切の関係を持たないものとする。
- 金庫は、反社会的勢力の対応について、金庫全体で対応し、顧客および職員の安全を確保する。

2.理事の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 金庫は、理事会および各委員会等において、各事務局を定め、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存・管理する。
- 金庫は、理事を決議者とする議事事項について、文書等に記録し保存する。
- 理事および監事は、常時、これらの文書を閲覧できる。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 金庫は、「リスク管理・運営方針」および「統合的リスク管理規程」を定め、リスク管理に係る規程を整備し、ALM委員会、オペレーション・リスク管理委員会、コンプライアンス委員会においてリスクカテゴリーごとに管理し、リスク統括部を統括管理部署として統合的リスク管理を行なう。
- 金庫は、リスク管理状況を定期的に理事会に報告する。リスク管理状況を報告することにより、金庫の損失の危険を回避・予防する。
- 理事および職員は、経営に重大な影響を与えるような損失の危険が顕在化した場合には、速やかに各委員会および常務会、理事会へ報告する。

4.理事の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- 理事会は、権限分配を含めた効率的な業務遂行を構築し、職務執行の効率化、迅速化を図る。
- 理事会は、「理事会規程」、「代表理事職務権限規程」、「常務会規程」の関係規程に基づき、理事の職務執行に係る権限委譲と責任の明確化を図ると同時に、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限移譲を行なうことにより、理事の職務執行の効率化を図る。

5.監事がその職務執行を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- 理事会は、「監事監査基準」、「監事会規程」に基づき監事会事務局として必要な能力を備えた職員を配置する。

6.監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実行性の確保に関する事項

- 監事会事務局は、監事の指導監督のもとで監事の職務の補助業務に従事し、監事より業務上の必要な命令を受け、その命令に関して理事などからの指揮命令を受けない。
- 金庫は、監事会事務局の人事異動について事前に監事へ報告を行う。

7.理事および職員が監事に報告するための体制

- 理事および職員は、理事会その他の監事が出席を必要と認める機関会議において、担当する職務の執行状況を監事へ報告する。
- 理事および職員は、監事が求める必要な書類については、速やかに監事に提出する。
- 理事および職員は、当金庫に重大な影響を及ぼす事項が判明した時は、これを直ちに監事に報告する。
- 金庫は、内部監査の実施状況を監事へ報告する。
- 金庫は、コンプライアンス・ホットラインによる通報内容を都度、監事へ報告する。
- 金庫は、監事が会議・委員会等へ出席できる体制を確保する。
- 監事は、いつでも、必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができる。

8.監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 金庫は、監事に報告・相談を行なった理事および職員に対し、報告・相談を行なったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

9.監事の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 金庫は、監事が職務の執行上必要と認める費用または債務について請求した場合、その費用等が監事の職務の執行により生じたものでないと認めた場合を除き、これに応じ、当該費用または債務を処理する。

10.その他監事監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 代表理事と監事は、定期的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努める。
- 金庫は、監事が監査等に必要とする場合、弁護士などの外部専門家を活用することを保証する。
- 金庫は、監事が必要に応じて、監査法人、顧問弁護士等と協議する機会を確保する。



コンプライアンス(法令等遵守)の態勢



1 コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけでなく、企業であれば社内の諸規程、さらには確立された社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。

社会的な存在であるおおよそすべての団体・個人が、経営行動を実践するうえで、あるいは日々の生活を営むうえで、このコンプライアンスを求められているということは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行うろうきんとその役員員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げられているとおり、ろうきんは、その事業を通じて、「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びを持って共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

当金庫では、以上の考え方によって、コンプライアンス基本方針と位置づけるものとして、前出(P2)の「ろうきんの理念」や「労働金庫法第1条(目的)・第5条(原則)」「非営利・会員に対する直接奉仕・政治的中立」とともに、役員員が遵守すべき事項等を定めた「倫理憲章」や「倫理規程」を制定しています。

倫理憲章(要旨)

- 1.労働金庫の社会的責任と公共的使命の自覚
- 2.きめ細かい金融等サービスの提供
- 3.法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営
- 4.フェアで透明な事業運営と政治・行政との健全かつ正常な関係の構築
- 5.反社会的勢力の排除
- 6.経営の積極的ディスクロースとコミュニケーションの充実
- 7.倫理重視の姿勢
- 8.難解な倫理問題の積極的な解決
- 9.経営トップの姿勢
- 10.再発防止と厳正処分

2 法令等遵守の態勢

当金庫では、以下の態勢によって法令等遵守の徹底に努めています。

(1)コンプライアンス態勢

- ①コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。また、当プログラムは年度ごとに見直すことにしています。
- ②コンプライアンスに関する手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を全役員員に配付しています。
- ③コンプライアンス全般(新規商品等のリーガル・チェックを含む)の状況把握を行い、法令等遵守の風土醸成およびその徹底、また、個人情報保護法および番号法に基づき、当金庫における個人情報および特定個人情報の安全管理態勢の確立を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置しています。

(2)代表理事の業務執行等に関する法令遵守の体制

当金庫の理事および監事は、労金協会の主催するセミナー、講演会等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しています。

その上で、理事は、理事会の構成員として理事会に参加し、代表理事の業務執行を監督しています。また、監事は、理事会へ出席し、定期的な監査により代表理事の業務執行をチェックしています。

なお、監事監査のチェック項目の代表的なものは以下のとおりです。

- ・総会および理事会の運営が法令に準拠したものとなっているか。
- ・決算が法令等に沿って実施されているか。
- また、監事監査の実施状況については以下のとおりとなっています。
- ・期中監査……本部各部・営業店の監査
- ・期末監査……計算書類等の監査

その他、常勤役員(理事長、専務理事、常務理事、常勤監事)は自らの職務執行について所定の確認書に基づきチェックを行い、その確認書を年1回監事会に提出しています。

(3)預金、融資等の業務にかかわる法令遵守について

- ①営業部門と本部各部門の職員に対して、日常的に監督責任者から法令遵守の指導を行うとともに、当金庫内外の会議、研修を通じて法令遵守マインドの醸成に努めています。
- ②理事長の直接的な指揮下に監査部を設置しています。この監査部が各営業店および本部各部に対して行う内部監査と、各営業店および本部各部自らが行う自店検査の二つを柱として、相互牽制が有効に働いているか検証することで、金庫業務の健全性と適切性の確保を図っています。

(4)反社会的勢力に対する取り組み

「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、業務の適切性と健全性の確保に努めています。また、労働金庫業態で反社会的勢力情報を共有し、反社会的勢力への対応手順について周知しているほか、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の専門機関と連携し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

(5)マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

- ・リスクの特定・評価・低減
- 各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示の下、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、リスクの低減措置を実施しています。
- ・リスク対策計画

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針(抜粋)

●目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク(以下「マネロン等リスク」という。)を特定・評価し、全役員員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

●態勢の整備

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は、庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。

そのため代表理事はマネロン等リスク対策担当役員を任命し、この職務に必要な権限を付与する。

●経営陣の認識

常務会は、マネロン等リスク対策担当役員が取りまとめた「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。



沖縄ろうきんのコンプライアンス運営体制



●コンプライアンス委員会

コンプライアンス統括責任者(理事長)を委員長、専務理事および常務理事を副委員長として、本部各部長および金庫外から委嘱した委員によって構成しています。委員会は金庫のコンプライアンス全般の状況を把握し、態勢確立と実効性確保に努め、その結果を理事会・監事会へ報告します。

●コンプライアンス事務局

コンプライアンス実現のための事務局として、コンプライアンス統括部署(リスク統括部)を設置し、コンプライアンス・プログラムとマニュアルの策定、態勢の整備、役員員の教育研修など、金庫全体のコンプライアンス状況を一元管理します。

●コンプライアンス担当者(各店の長)

各店には部店長をコンプライアンス担当者として配置しています。コンプライアンス担当者は、コンプライアンス統括部署が行う諸施策の具体化に努めるほか、日常業務における法令等遵守状況をモニタリング(監視)し、定期的にコンプライアンス統括部署に報告します。



苦情等への対応(金融ADR制度[裁判外紛争解決制度]への対応)について

1.苦情への対応

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、苦情対応に関する内部規則の概要等を、ホームページや店頭備え置き資料等で公表しています。

苦情は、当金庫の営業日(平日9時~17時)に、営業店(電話番号はP34~35参照)または「お客様相談デスク」(0120-602-040)にお申し出ください。

お客さまからいただく苦情以外のご意見・ご要望に関しても、貴重なご提案として受け止め、全金庫的な情報の共有化を推進するとともに、その内容を適切に把握したうえで、当金庫が提供する商品やサービスの改善に活かし、お客さまにとって価値のあるものに発展することができるよう努めます。

2.紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に左記「お客様相談デスク」または全国労働金庫協会「ろうきん相談所」(平日9時~17時受付、電話:0120-177-288)にお申し出があれば、東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)および、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターに取り次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の沖縄県内にお住まいのお客さまにもご利用いただけます。



コンプライアンス(法令等遵守)の態勢



◎顧客保護等管理に関する基本的な考え方

顧客保護等管理とは、「お客様に対する説明が適切かつ十分に行われることの確保」、「相談・苦情等の適切な処理」、「顧客情報の適切な管理」、「外部委託業務の的確性の確保」、「お客様の利益が不当に害されることのないよう利益相反の管理が適切に行われることの確保」等を達成するために必要な管理のことをさします。これらの管理を確実に実践することは、業務の健全性や適切性を確保する観点から極めて重要です。

当金庫では、顧客保護等管理を行うにあたっての基本方針を定め、内部規程・組織体制を整備するとともに、顧客保護等の重要性を全職員へ周知・徹底するなど、お客様の保護ならびに利便性の向上、お客様の金融に関する正当な利益の確保に努めています。

お客様保護等に係わる管理方針(抜粋)

沖縄県労働金庫は、労働金庫法その他の法令等を厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実・公正に事業を運営し、お客様の資産・情報およびその他の利益の保護や利便性の向上のために、お客様の視点から業務の検証・改善を継続的にを行い、顧客保護等管理に取り組めます。

※本方針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています。(https://www.okinawa-rokin.or.jp/)

利益相反管理方針(抜粋)

沖縄県労働金庫は、法令、規程等を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客様の金融に関する正当な利益の確保に取り組めます。

※本方針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています。(https://www.okinawa-rokin.or.jp/)

◎金融商品に関する勧誘方針

当金庫では、お客様が安心して金融商品をご購入いただけるよう、金融商品の勧誘・販売に関して次のような方針を定め、適切な勧誘を行っています。

金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、次の4項目を遵守し、お客様に対して金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

- 1 お客様のご意向と実状に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
- 2 お客様ご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
- 3 お客様にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
- 4 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

※本方針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています。(https://www.okinawa-rokin.or.jp/)

◎金融犯罪被害防止に向けた取り組み

金融犯罪による被害を未然に防止するため、以下の対策を行っています。
また、当金庫は、金融犯罪による被害発生防止ならびに被害者救済に今後とも取り組んでまいります。

○盗難・偽造キャッシュカードへの対策

- ・ICカード(磁気ストライプ併用)の導入
- ・不審取引検知システムによるモニタリングの実施
- ・ATM画面へ覗き見防止フィルムの貼付および後方確認ミラーの設置

○インターネット犯罪への対策

- ・複数のパスワード(ログインパスワード、確認用パスワード、第二暗証番号)による本人認証の実施
- ・ワンタイムパスワードの導入
- ・パスワードの不正取得を防止する「ソフトウェアキーボード」の導入
- ・普段と異なる状況で利用された場合、「合言葉(事前にご登録いただいた質問に対する回答)」による追加認証の実施
- ・パソコンでのご利用時に携帯電話によるロック解除を要する「1Bロックサービス」の導入

○振り込め詐欺等への対策

- ・お客さまに注意を促すためATM画面操作における注意喚起メッセージの表示、職員による声掛け。
- ・当金庫ホームページにおいて、振り込め詐欺の被害防止に関する注意点をご案内するとともに、振り込め詐欺救済法に関するお問い合わせ窓口を設置。
- ・ご高齢者を対象とした還付金詐欺、振り込め詐欺等の被害防止対策として、ATMでの振込制限を実施(ATM利用による振込の際、70歳以上かつ過去1年以上ATMお振込の実績がないお客さまを対象)。

◎反社会的勢力に対する基本方針

当金庫では、社会の秩序や安全に脅威を与える、暴力団等を始めとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、基本方針を定め取り組んでいます。

反社会的勢力に対する基本方針

わたしたち沖縄県労働金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分に認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

- 1 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
- 2 反社会的勢力による被害を防止するために、一元的な管理態勢を構築するとともに、規程等を整備し、全職員に周知徹底します。
- 3 反社会的勢力とは、取引関係も含めて、一切関係をもちません。
- 4 反社会的勢力に対して、資金提供・裏取引および不適切な便宜供与等は絶対に行いません。
- 5 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固拒絶し、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じます。
- 6 反社会的勢力による不当要求に対処するため、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

※本方針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています。(https://www.okinawa-rokin.or.jp/)

◎保険募集指針

当金庫では、住宅ローンをご利用のお客様向けに、ろうきん住宅ローン総合保険(以下「保険」と記載します)の損害保険募集業務を行っています。保険募集に際しては、各種法令や内部規程等を遵守し、お客様のご意向と実状に応じた適正な販売等に努めています。また、お客様への商品説明等においては、販売・勧誘形態に応じてお客様本位の方法で行う等の創意工夫に努めています。

保険募集指針(抜粋)

- 保険募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。
- 商品に関するお客様の知識・経験・購入目的、資金状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実状に応じた保険募集に努めます。
- お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。
- お客様のご意見等の収集に努め、また、ご契約締結後もお客様の満足度を高めるよう努めます。

※本指針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています。(https://www.okinawa-rokin.or.jp/)

◎共済募集指針

当金庫では、全国労働者共済生活協同組合連合会(以下「こくみん共済 coop」といいます)の募集代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」および「住まいる共済」(以下「共済」と記載します)の募集業務を行っています。共済募集に際しては、各種法令や内部規程等を遵守し、お客様のご意向と実状に応じた適正な募集に努めています。

共済募集指針(抜粋)

- 共済募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な募集等に努めます。
- こくみん共済 coopの募集代理店として、こくみん共済 coopの会員である都道府県労済の組合員の皆さまの共済契約締結の媒介を行います。
- 商品に関するお客様の知識・経験・購入目的、資金状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実状に応じた共済募集に努めます。
- お客様への商品説明等については、募集・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。
- お客様のご意見等の収集に努め、また、ご契約締結後もお客様の満足度を高めるよう努めます。

※本指針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています。(https://www.okinawa-rokin.or.jp/)



◎個人情報保護に関する基本的な考え方

当金庫は、高度情報通信社会における個人情報の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客さまの個人情報保護に努めています。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

沖縄県労働金庫（以下「当金庫」という。）は、お客様からお預かりした大切な個人情報（お客様の個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報（以下、総称して「特定個人情報等」といいます。）も含みます。）を取扱いするにあたり、その保護が当金庫の事業活動の基本であるとともに社会的責務であると考えております。

当金庫では、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）をはじめとする関係法令等に基づき、個人情報の取扱いに関する方針を以下のとおり定め、個人情報を適切に利用するとともにその安全管理に努めてまいります。

1.個人情報の取得について

当金庫は、お客様とのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報をお預かりいたします。

2.個人情報の利用について

- (1) 当金庫は、お客様の個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。なお、特定個人情報等については、番号法等法令で認められている利用目的の範囲内で利用します。
- (2) 当金庫は、お客様が所属する労働組合等（会員団体）との間で、お客様の個人情報（特定個人情報等を除きます）を共用させていただいております。
- (3) 当金庫は、お客様によりよいサービスを提供するため、個人情報の取扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客様の個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- (4) 当金庫は、お預かりした個人情報を、お客様の同意がない第三者への提供・開示はいたしません。なお、特定個人情報等については、番号法等法令で提供が認められる場合を除き、第三者へ提供いたしません。

3.個人情報の適正管理について

当金庫では、お客様に関する個人情報を正確かつ最新の内容を保つよう管理いたします。また、お客様の個人情報への不当なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等を防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

4.個人情報の開示・訂正・利用停止等について

当金庫では、お客様からご自身に関する個人情報の開示・訂正・利用停止等の依頼があった場合、所定の手続きに基づき適切に対応いたします。

5.個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、お客様の個人情報が適正に取扱われるよう、全職員への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるように点検するとともに、個人情報保護の取組みを見直し改善いたします。

6.個人情報保護に関する法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守して、お客様の個人情報を取扱いいたします。

7.個人情報保護に関する質問および苦情処理窓口

お客様の個人情報に関するご質問や苦情等につきましては、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。

【沖縄県労働金庫 リスク統括部】 ☎ 0120-131-490 E-mail: risk_toukatsu@okinawa-rokin.or.jp

◎金融円滑化に関する取り組み

当金庫は、勤労者のための金融機関として、勤労者福祉の向上のために金融円滑化に努めてまいりました。2009年12月に施行された「金融円滑化法」は、2013年3月31日に期限を迎えましたが、当金庫は、金融円滑化法の期限到来後も、引き続き貸付条件の変更や円滑な資金供給に努め、福祉金融機関としての役割を果たしてまいります。

金融円滑化管理方針（抜粋）

- 融資のご利用者から返済計画の見直しにかかる相談があった場合には、きめ細かく協議を行います。
- 住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みに対しては、当該住宅資金借入者の財産および収入の状況のみならず家計全体に目配りを行い、支出面の改善も勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努めます。
- 貸付条件の変更等について、他の金融機関、沖縄振興開発金融公庫、信用保証機関等が関係している場合には、個人情報保護法等に配慮しつつ、当該機関と緊密な連携を図って対応いたします。

※本方針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています。(https://www.okinawa-rokin.or.jp/)



リスク管理の態勢



基本方針

リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会（その他機関会議）により制定された「リスク管理・運営方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

統合的リスク管理の取り組み

当金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで、金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

管理状況については、定期的にALM委員会にて検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないよう努めています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証をしています。

各種リスクの取り組み

1. 信用リスク

与信先（貸出先等）やデリバティブ取引の相手方の信用状態悪化による債務不履行リスク（貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク）が、いわゆる「信用リスク」です。

当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。

金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めているほか、延滞債権については、本部で集中管理するなどの対策をとっています。

有価証券等、信用リスクを有するその他の資産については、取得にあたって、金庫で定める資金運用規程に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクの回避に努めています。また、定期的な自己査定を行い、取得後の事象変化についても追跡のうえ管理しています。

2. 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動によって、資産・負債の価値が変動して損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動して損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、金利リスクおよび債券、株式相場の変動によって資産価値が上下する価格変動リスク、為替リスクについて、的確に把握しコントロールするよう努めています。

以上の市場リスクの管理は、後に説明します流動性リスクの管理も含めて、ALM(Asset Liability Management：資産負債総合管理)の中で行っています。当金庫のALMは、次のような体制で行われています。

【ALM委員会の構成】

- 委員長…理事長
- 委員…専務理事、常務理事および本部の各部長

【ALM委員会の目的】

経営環境の変化に伴い発生する金利リスク、流動性リスクなど諸々のリスクを管理し、資金調達、運用の迅速化、最適化および収益の適正化を図るべく、金庫の資産・負債を総合的に管理することを目的としています。

3. 流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることや、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、金融機関が損失を被るいわゆる資金繰りリスクが「流動性リスク」です。

当金庫では、こうした資金繰りリスクを、経営統括部において一元的に管理しています。また、前述したALM委員会において、定期的に支払準備資産の状況を検証するなど、管理の強化に努めています。

4. オペレーショナル・リスク

業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象によって損失を被るリスクが「オペレーショナル・リスク」です。

（1）事務リスク

金融機関では様々な業務を展開するなかで、現金、手形、証書などの重要物を取り扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠り、不正が起こると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

事務処理に係る手順、権限、管理方法などの厳正化に加えて、事務の正確性やタイムリーに行われているかどうかをチェックする内部監査を強化しています。具体的には、監査部による内部監査と各店舗による定期的な自主検査を実施しています。また、業務統括部を事務リスクの統括管理部署として定め、事務リスクを極小化する取り組みを行っています。さらに、顕在化した事務リスクの改善や内在（潜伏）する事務リスク軽減に向けた組織横断的な取り組み機関として、オペレーショナル・リスク管理委員会を設置し、預金役員者会議等や研修によって事務処理の習熟を図る等、事務過誤の発生防止に努めています。

当金庫のオペレーショナル・リスク管理は、次のような体制で行われています。

【オペレーショナル・リスク管理委員会の構成】

- 委員長…理事長
- 委員…専務理事、常務理事および本部の関係部長

【オペレーショナル・リスク管理委員会の目的】

「リスク管理・運営方針」および「統合的リスク管理規程」、「オペレーショナル・リスク管理要領」にもとづき、オペレーショナル・リスクを管理し、リスクの未然防止と再発防止に努め、オペレーショナル・リスクを極小化することを目的としています。

（2）システムリスク

当金庫は、多様な事務処理やリスク管理において、オンラインシステムなどの様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータシステムの停止、誤作動など、システムの不備等により当金庫が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

当金庫のオンラインシステムの運用・管理は、全国のろうきんが業務委託する労金連総合事務センターが行っています。同センターでは、十分な地震対策を施すとともに、仮に大規模災害等により機能が停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築するなど、安全対策を講じています。

また、当金庫では各種手続規程の整備により障害の未然防止に努めるとともに、トラブル発生に備えて「コンティンジェンシープラン」等を整備しています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT（Computer Security Incident Response Team）態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

（3）法務リスク

取引の法律関係が確定的でないことや、法令・ルール等の遵守状況が十分でないことなどによって損失を被るリスクが「法務リスク」です。当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

（4）人的リスク

人事運営上の不公平・不公正感やセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の差別的行為によって職員の成長および労働意欲が阻害され損失を被るリスクが「人的リスク」です。当金庫で

は、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および能力等級制度・役割等級制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、差別的行為等を防止する取り組みとして相談窓口の常設やポスターの掲示を行っています。

（5）有形資産リスク

自然災害やその他の事象によって生じる有形資産の損害や、時価の下落に伴う減損等によって損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。当金庫では、管理すべき資産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

（6）風評リスク

ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部署および営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

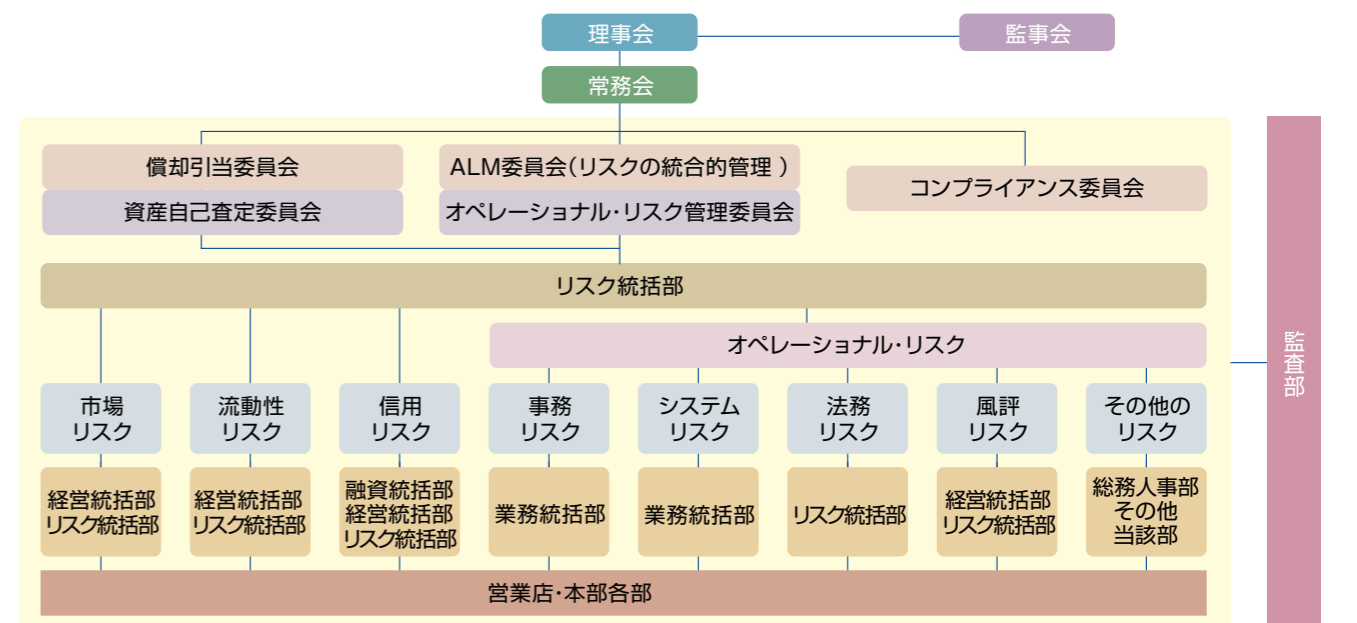
危機管理体制

当金庫では、自然災害、コンピュータシステムの障害、インフルエンザや風評被害等の危機発生時に対する基本的な方針として「コンティンジェンシープラン」を制定しています。

危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」にもとづき迅速に対応できる体制を整備しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう、「緊急時営業店業務継続マニュアル」を制定しています。

また、大規模災害等の発生を想定した訓練を定期的に行うなど、体制の強化に努めています。

◎リスク管理体制図





ろうきんは、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と定め、ろうきんの理念を実現するために、地域や社会への幅広い貢献活動を展開しています。



福祉金融機関としての融資制度

◎技能者育成資金融資

経済的な理由により、職業能力開発総合大学校や公共職業能力開発施設を行う職業訓練を受けることが困難な訓練生のうち、能力開発施設の長から推薦のあった方に対して融資することで、訓練生の経済的な負担の軽減を図り、職業訓練の受講を支援するための制度です。2011年5月から国との提携によって取り扱いを開始しました。制度概要については、P29に記載しています。

●2019年度技能者育成資金融資利用状況

実行件数	19件
実行金額	22,140千円
融資残高	202,990千円

(注)「融資残高」は、年度末現在の残高を記載しています。

◎求職者支援資金融資

雇用保険を受給できない方で、国が実施する「求職者支援制度」に規定する訓練を受講中の場合、給付金では生活費が不足する方に対して必要な資金を融資し、生活の安定を図りながら再就職を支援する制度で、2011年10月から取り扱いを開始しました。制度概要については、P29に記載しています。

●2019年度求職者支援資金融資利用状況

実行件数	3件
実行金額	800千円
融資残高	11,646千円

(注)「融資残高」は、年度末現在の残高を記載しています。

◎福祉ローン

「福祉ローン」は、2014年1月から育児支援ローン(育児期間中の子育て費用・育児休業中の生活資金等に利用ができるローン)の代替商品としながら、使いみちの対象範囲をこれまでより幅広くした融資制度となっています。制度概要については、P29に記載しています。

●2019年度福祉ローン利用状況

実行件数	15件
実行金額	10,970千円
融資残高	47,188千円

(注)「融資残高」は、年度末現在の残高を記載しています。

◎ろうきん教育ローン奨学金借換専用「kukuru」

日本学生支援機構等の奨学金の借換を専用とした教育ローンで、2018年10月から取り扱いを開始しました。

●2019年度「kukuru」利用状況

実行件数	30件
実行金額	72,310千円
融資残高	126,076千円

(注)「融資残高」は、年度末現在の残高を記載しています。

◎妊活サポートローン「Hug-Kumi (はぐくみ)」

「不妊治療を先送りしないため」のひとつの選択肢として、また、「不妊治療費を支払うことによる生活費への不安」に配慮するため、2019年5月から取り扱いを開始しました。

●2019年度「Hug-Kumi」利用状況

実行件数	31件
実行限度額	48,100千円
融資残高	27,857千円

(注)「融資残高」は、年度末現在の残高を記載しています。

◎自然災害復旧ローン

災害発生時に事象を限定して立ち上げる融資となり、災害救援法の激甚災害の指定を要件としないローンで2019年7月から取り扱いを開始しました。



生活応援運動の取り組み

◎多重債務対策の取り組み

全国13のろうきんと労金協会は、2007年に「生活運動・多重債務対策本部」を設置しました。その後も、ろうきん業態における統一施策として、多重債務に関する啓発・救済に関する活動を継続して取り組んでいます。

当金庫においては、高金利からの借換えだけでなく、ご相談内容によっては認定司法書士を紹介し、連携してご負担軽減のお手伝いをしています。また、会員職場での研修・学習会の開催、講師派遣等を通じて「高金利の危険性」や「身近に潜むマネートラブル」に関する情報を提供し、多重債務に陥らないための予防運動を進めています。



SDGs(持続可能な開発目標)の活動展開

ろうきん業態による考動指針の策定を受け、当金庫のSDGsワーキングメンバーにおいて、沖縄を取り巻く社会問題を視点に論議し、沖縄ろうきんとしてどのようにSDGsに取り組むべきかを論議し、その内容を踏まえ「沖縄ろうきん SDGs達成に向けた考動ビジョン」を制定いたしました。

SDGsを経営戦略に取り込み、共助・共感の循環を通して共生社会の実現に取り組みます。

沖縄ろうきん SDGs 達成に向けた考動ビジョン

1. < 沖縄ろうきん > は、美ら島ではたらくすべての人とその家族にどこまでも寄り添い、お金の悩みだけでなく、社会的課題の解決に会員・関係団体と連携し立ち向かいます。
2. < 沖縄ろうきん > は、ゆいま～るの気持ちがつまったグッドマネーを地域に循環させ、「誰一人取り残さない」みんなにやさしい社会の実現に貢献します。
3. < 沖縄ろうきん > の役職員は、福祉金融機関職員としての使命を全うし、いままでの常識にとらわれず、変化を楽しみ挑戦し続けます。



地域社会の活性化に関する取り組み(地域と協働した社会貢献活動等)

ろうきん こくみん共済 coop 働く仲間のゆめ・みらい基金

沖縄県において深刻な問題となっている「子どもの貧困」と、その根本的な要因である「親の貧困」問題に対し、労働者が創りあげた福祉金融機関として真摯に向き合い、社会的役割を發揮していくため、会員団体および県内各労働団体とともに



「ろうきん 働く仲間のゆめ・みらい基金」を創設し、2016年10月から(公財)沖縄県労働者福祉基金協会を事務局として運営を開始しました。

また、基金支援団体としてこくみん共済 coop が加わり、2018年4月から名称を変更しました。当金庫は、基金の安定運営を会員団体・お客さまとともに支え、「共助」の輪を広げ、働く仲間とその大切な子ども達の笑顔につなげていきます。



場面緘黙講演会

場面緘黙への理解と適切な支援について啓発活動を行っている、「宮古島 緘黙っ子の親の会(ゆりの会)」が協力団体となり、改善に向けた取り組みや支援のあり方を考える講演会「学校における場面緘黙への対応」(同実行委員会主催)が開催され、当金庫も協賛団体として参加しました。

当金庫はこれからも様々な活動を行う団体を支援し、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現」につなげてまいります。





地域社会の活性化に関する取り組み(地域と協働した社会貢献活動等)

食品の贈呈

沖縄県労協が取り組んでいる生活困窮者自立支援に役立てるため、株主優待として企業から届いた食品を沖縄県労協へ贈呈しました。
これらの食品は沖縄県労協を通じ、生活困窮の家庭や養護施設などに届けられます。



環境への取り組み

2017年4月より「地域の景観の維持・向上」を目的に、「那覇市路上違反簡易広告物除去作業」へ参画しており、【違反簡易広告物合同除去作業】に参加しました。
本活動は、多くのクレサラ・闇金の広告物を除去することで、クレサラ被害の防止にもつながることから、今後も取り組みを継続していきます。



認知症サポーター養成講座への参加

認知症に対する理解を深め適切なお客さま対応につとめるため、地域包括支援センターの職員が講師となって実施する「認知症サポーター養成講座」を受講しました。
高齢化社会が進む現在、来店するお客さまへの対応として、見た目では判断しづらい認知症の方への接し方や声掛けの方法、判断に迷う場合の対応について学習しました。
職員が顧客の異変を見逃すことなく、金融機関の役割としてお客さまの財産を守り地域包括支援センターと連携しながらサポートし支援いたします。

地区推進委員会のイベント

各会員団体・構成員のみなさまでつくる各地区推進委員会は、暮らしに関するセミナーや学習会、スポーツ交流、その他のイベントを主催しながら、地域や会員相互間にろうきんへの「共感の輪」を広げています。



浦添地区推進委員会/
会員学習会



宮古地区推進委員会/
ろうきん杯ミニバスケットボール



県庁地区推進委員会/
ろうきん寄り道セミナー



与那原地区推進委員会/
学習と交流の集い



八重山地区推進委員会/
「ろうきん文庫」の贈呈



おもろまち地区推進委員会/
ろうきんふれあいボウリング



みなさまの自動機利用によって地域への社会貢献資金としています

ろうきん・わしたシマづくり運動

2014年10月、自動機によるお取り引きに応じて寄付金額を積み立て、地域で活動する団体へ寄付することによりその活動を支援する「ろうきん・わしたシマづくり運動基金」を創設しました。その後名称を「ろうきん・わしたシマづくり運動」へ改め、会員団体・ご利用者と当金庫が三位一体となった社会貢献活動に取り組んでいます。2019年度は16団体へ総額100万円を寄付しました。

2019年度新規寄付先団体(順不動)

	団体名	所在地
1	松原ふれあい子供食堂	うるま市
2	まなび舎いずみ	本部町
3	ピアサポート ぼちぼちくらぶ	石垣市
4	Thank's mama	宜野湾市
5	おきなわ妊活・不妊サポート協会	浦添市



首里城再建に向けた支援の取り組みについて

火災で焼失した首里城再建に向け、〈沖縄ろうきん〉の自動機利用件数1件につき5円の支援金を集約し、年度ごとに「沖縄県首里城復旧・復興支援募金活動事務局」へ寄付することを表明しました。
〈沖縄ろうきん〉の自動機利用で、間接的に首里城再建等の活動に参画できる仕組みとし、会員、利用者のみなさまと意志あるお金の循環として更に共感・共助の輪を広げます。2019年度分は当金庫職員からの支援金も含め総額4,964,285円を寄付しました。



自然災害に係る取り組み

自然災害により被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い被災地の復興を心からお祈り申し上げます。

ろうきんでは、自然災害により被災された方に対して、以下の支援に取り組んでいます。

- 融資関連の特別措置
 - 被災された方のろうきんのお取り引きに関するご相談につきましては、お取引先のろうきんへの取次ぎ等、丁寧に対応させていただきます。
 - 被災された方の早期の生活安定と災害復旧を目的として、災害救援ローン(無担保・有担保)を取り扱っています。制度概要については、P29に記載しています。
- 振込手数料の免除措置

ろうきんの窓口で、会員団体等が開設した義援金振込口座へ送金する際の振込手数料を免除しています。
- 義援金の拠出

日本赤十字社沖縄県支部へ、東日本大震災および、令和元年(2019年)台風15・19号による被災者支援に係る義援金として、それぞれ30万円を贈呈しました。



新型コロナウイルスに関する取り組み

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられたお客様への融資支援

観光関連産業を中心に消費が落ち込み、勤務先企業の事情による勤労者の収入減少等により、日常生活への影響が予想される事態となっていることを受け、生活安定に資するため生活再建費用等に対応する勤労者生活支援特別融資の取り扱いを開始しました。

また、既にお借入れいただいているご融資の返済方法の見直しを行い、返済負担を軽減する等の相談につきましてもお受けしています。

現在ご契約中の融資のご相談についての見直し例

- 返済額の減額**
返済期間を延長して、返済額を減額します。
- 元金返済据置（特例）**
一定期間元金を据え置き、お利息のみの支払いとします。
- 毎月返済部分、ボーナス返済部分の内訳変更**
毎月返済、ボーナス返済の残高内訳を変更し、毎月返済額、ボーナス返済額の見直しを行います。
- 返済猶予**
最長6カ月の返済猶予を可とし、猶予期間中については元金および利息の支払いはございません。
取扱期間 2020年5月1日から2020年9月30日受付分（6月30日現在）

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付の受付業務の取り扱い

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会による「生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付」の受付業務（原則、郵送による受付）について、2020年4月30日より開始しました。

申請書類を沖縄ろうきんの店舗（県庁出張所除く）にて取り寄せいただけます。

貸付制度内容に関するお問い合わせ

- 厚生労働省
「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談センター」
☎0120-46-1999
(9:00～21:00/土日・祝日を含む)

受付・取次業務に関するお問い合わせ

- 沖縄県労働金庫
「緊急小口融資専用ダイヤル」
☎098-863-8746
(9:00～17:00/土日・祝日を除く)

子どもたち(養育世帯)への緊急支援について

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業などにより、収入が減少している世帯が増える中、特に子どもを養育する世帯では、セーフティネットとして機能していた「子ども食堂」や「フードバンク事業」の停止が相次ぎ、家計が逼迫している状況にあります。

こうした状況の中、「ろうきん 全労済 働く仲間のゆめ・みらい基金」より、新型コロナウイルス感染症の影響により食糧支援が必要となった子どもたち(養育世帯)への緊急支援として、各支援機関に対し、2回にわたる食糧支援を行いました。

これらの食糧は支援機関を通じ、子どもたち(養育世帯)へ届けられました。

1. 第一弾 食糧支援

2020年4月28日～5月1日

【提供食糧】 333,489円

- ・お米345kg ・パスタ15kg
- ・缶詰（シーチキン・サバ缶）24ケース
- ・インスタント味噌汁89袋
- ・お米券150枚

【提供先支援機関】

生活困窮者自立支援事業を中心に12機関

1	沖縄県就職・生活支援 パーソナルサポートセンター南部	7	沖縄県就職・生活支援 パーソナルサポートセンター
2	沖縄県就職・生活支援 パーソナルサポートセンター南部支所	8	宜野湾市 児童家庭課
3	沖縄県就職・生活支援 パーソナルサポートセンター中部	9	浦添市自立サポートセンター てだこ未来
4	沖縄県就職・生活支援 パーソナルサポートセンター北部	10	那覇市就職・生活支援 パーソナルサポートセンター
5	名護市社会福祉協議会	11	豊見城市就職・生活支援 パーソナルサポートセンター
6	うるま市就職・生活支援 パーソナルサポートセンター	12	南城市就職・生活支援 パーソナルサポートセンター

2. 第二弾 食糧支援

2020年5月19日

【提供食糧】 99,000円

- ・お米250kg

【提供先支援機関】

母子生活支援事業・離島を中心に9機関

1	マザーズスクウェア ゆいはあと南部	6	うるま婦人寮
2	マザーズスクウェア ゆいはあと中部	7	特定非営利活動法人 ファミリーサポート愛さん会
3	マザーズスクウェア ゆいはあと北部	8	宮古島市 福祉政策課
4	浦添市母子生活支援施設 浦和寮	9	石垣市 こども未来局
5	那覇市母子生活支援センター さくら		

食糧支援の様子



沖縄食糧さんより食糧調達



イオン琉球さんより食糧調達



沖縄県就職・生活支援
パーソナルサポートセンター中部



宮古島市福祉政策課



石垣市こども未来局



マザーズスクウェア
ゆいはあと南部



預金・ローンのご案内



◎預金のご案内

(2020年6月30日現在)

商品名	お預け入れ期間	お預け入れ金額	内容	
総合口座	普通預金	期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	出し入れが自由で、おサイフ代わりに使える便利な預金です。公共料金や返済金等の自動振替も簡単な手続きでご利用になれます。1カ月間の入出金の合計等を印字する「家計簿集計サービス」の機能が有ります(お申込みが必要です)。
	定期預金	各種預金に準じます。	1円以上	定期預金またはエース預金残高の90%以内、最高300万円まで自動融資が利用でき、イザという時にも安心です。 ※エース預金を総合口座の対象とする場合は、別途エース預金通帳を発行させていただきます。
	エース預金			
普通預金	期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	給与振込、年金等の受取り口座としてご利用になれます。 家計口座として公共料金の自動支払いに便利です。	
普通預金無利息型 [決済用預金]	期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	預金保険制度による全額保護対象のお利息のつかない預金です。 普通預金と同じ機能・サービスがご利用になれます。	
貯蓄預金	期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	普通預金の便利さと定期預金の有利さを兼ね備えた預金で、残高に応じて金利が段階的にアップします。 貯蓄預金カードで入出金や残高照会ができます。	
当座預金	期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	代金決済に安全で便利な小切手利用のための預金です。	
通知預金	7日間以上	1円以上	まとまった資金を短い期間でも有利に運用できる預金です。 お引き出しの場合は、2日前までにご通知ください。	
定期預金	自由金利型定期預金 [大口定期]	1カ月以上 10年以内	1,000万円以上	1,000万円以上のまとまった資金を最大限に活かします。
	スーパー定期預金	1カ月以上 10年以内	1円以上 1,000万円未満	まとまった資金を効率よく運用するのに最適です。
	ワイド定期預金	最長3年 (うち据置期間1年)	1円以上 300万円未満	1年複利の定期預金です。
	変動金利定期預金	1年・2年・3年	1円以上	6カ月ごとに金利が変動する定期預金です。
財形預金	一般財形	3年以上	1,000円以上 1,000円単位	給料やボーナスからの天引き預金で、多目的な資金づくりに便利です。 必要に応じて一部払戻しができます。
	財形年金	5年以上 据置期間6カ月以上~5年以内 受取期間5年以上~20年以内	1,000円以上 1,000円単位	退職後に備えた資金づくりに最適な天引き預金です。 財形住宅とあわせて貯蓄残高550万円までお利息に税金がかかりません。
	財形住宅	5年以上 住宅取得の際は5年未満 でも引き出し可能	1,000円以上 1,000円単位	マイホームの新築・購入や増改築の資金を目的に積立てる預金です。 財形年金とあわせて貯蓄残高550万円までお利息に税金がかかりません。
エース預金	エース預金 [エンドレス型]	期間の定めはありません	1円以上	満期日を定めないエンドレス型の積立です。 積立を継続しながら、積立金の全部または一部払い戻しができます。
	エース預金 [確定日型]	3年以上	1円以上	あらかじめ目標日(満期日)を設定して積立てる預金です。 積立終了後、目標日(満期日)以降に一括して払い戻すことができます。
	エース預金 [年金型]	3年以上	1円以上	あらかじめ積立終了日、年金支払開始日、年金支払期間を設定して積立てる預金です。 積立終了後、年金方式でお受取りになれます。

◎ローンのご案内

(2020年6月30日現在)

商品名	担保	金利種類	ご返済期間	ご融資限度額	特長
住宅ローン	有担保	変動金利 全期間 固定金利型	3年以上40年以内	1億円	・住宅の新築・購入・リフォーム費用など、住宅関連資金全般にご利用になれます。他金融機関住宅ローンの借換にもご利用いただけます。
有担保フリーローン	有担保	変動金利 固定金利	3年以上40年以内	2,000万円	・教育費用、自動車・耐久消費財購入費用、医療費、他金融機関のフリーローンの借換費用など生活に必要な費用にご利用いただけます。
一般不動産貸出	有担保	変動金利	35年以内	1億円	・不動産取得に関わる資金としてご利用いただけます。
マイプラン	無担保	変動金利	1年毎に自動更新	500万円	・お使いみち自由なカードローン(事業性資金を除く)。限度額の範囲内でいつでも繰り返しご利用いただけます。
給振カードローン みらい	無担保	変動金利	1年毎に自動更新	500万円	・給与振込をろうきんに指定している方対象の低利なローン。急な出費も素早くサポートします。
無担保フリーローン	無担保	変動金利	10年以内	500万円以下	・旅行、趣味、結婚、葬儀、物品や家具などの暮らしに必要な費用にご利用いただけます。
教育ローン	無担保	変動金利 固定金利	20年以内 16年以内	2,000万円	・入学金・授業料をはじめ教育資金全般に。 ・元金据置返済制度があります。
教育ローン (カード型)	無担保	変動金利	カード利用期間 含め20年以内	2,000万円	・入学金・授業料をはじめ教育資金全般に。 ・在学期間中は「カードローンお借入枠」を設定し、お借入枠の範囲内で繰り返しご利用いただけます。
教育ローン奨学金 借換専用「kukuru」	無担保	固定金利	20年以内	1,000万円	・奨学金の借換資金にご利用いただけます。
自動車ローン	無担保	変動金利	10年以内	1,000万円	・車・バイクの購入、車検、他社の自動車ローンの借換等、カーライフに関するあらゆる用途に。
無担保住宅ローン	無担保	変動金利	25年以内	2,000万円	・住宅に関する資金全般にご利用いただけます。無担保なので、登記費用はかかりません。
福祉ローン	無担保	固定金利	10年以内	500万円 (育児費用、育児・介護休業 取得中の生活費については 各100万円)	・医療費・介護費・育児・介護休業取得中の生活費や災害復旧に必要な費用などにご利用いただけます。
ろうきん年金ローン	無担保	固定金利	5年以内	当該年金受給者の 年間受給額あるいは 200万円のいずれか 低い金額	・ろうきんで年金受取ご契約者のための低利なローン。
妊活サポートローン [Hug-kumi(はぐみ)] (カードローン)	無担保	変動金利	1年毎に自動更新 (貸出期間は 契約後5年間)	500万円	・不妊治療および不育症に関連する資金全般にご利用いただけます。
自然災害復旧ローン	無担保	固定金利	10年以内	500万円	・自然災害または大規模な火災により、被害を受けた住宅の復旧・建替えまたは災害復旧に係る生活費としてご利用いただけます。
求職者支援資金融資	無担保	固定金利	融資額50万円未満 は5年以内 融資額50万円以上 は10年以内	被扶養者の有無 により異なります。	・職業訓練期間中の生活費として、ハローワークでの受付を基にご利用いただけます。 ※ハローワークによる受付・要件認定が必要です。
技能者育成資金融資	無担保	固定金利	元金据置期間 経過後10年以内	訓練課程・訓練期間 により異なります。	・職業能力開発総合大学校や公共職業能力開発施設での受付・要件認定によりご利用いただけます。訓練期間中は、元金据置です。
NPO事業 サポートローン	無担保	変動金利	5年以内 (運転資金および 手形貸付は1年以内)	500万円	・特定非営利活動(NPO)法人で、3年以上の活動実績があり、県内に主たる事務所を有する法人格認証団体が対象となります。 ・NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業およびその他の事業に必要な「運転資金」や「設備資金」にご利用いただけます。
	有担保		10年以内 (運転資金および 手形貸付は1年以内)		



各種サービス業務



(2020年6月30日現在)

キャッシュサービス

- 当金庫のキャッシュカード、ローンカード(以下「ろうきんカード」)なら全国のろうきん自動機で、平日はもちろん土日・祝日もお引出し手数料が無料です。
- MICS加盟の各金融機関(都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・信託・JA)において、ろうきんカードで現金のお引出しができます。なお、残高照会につきましては、どの金融機関でもご利用も手数料無料です。
- コザ信金との業務提携により相互の自動機から無料時間帯は手数料なしでお引出しができます。また、ご入金はいつでも手数料無料です。詳しい無料時間帯についてはP38をご覧ください。
- 全国のゆうちょ銀行・セブン銀行の自動機でろうきんカードによるお引出し・ご入金・残高照会ができます。また、ご入金は手数料が無料です。
- 業務提携により、イオン銀行・イーネット(ファミリーマートATM)・ローソン銀行(ローソンATM)の自動機にてお引出し・ご入金・残高照会がいつでも手数料無料でご利用いただけます。取り扱い時間についてはP38をご覧ください。

他行自動機利用手数料キャッシュバックサービス

ろうきんカードで、ゆうちょ銀行・セブン銀行を利用してお引出しされた場合にかかる所定の利用手数料を、当金庫が負担してお客さまのご利用口座にお戻りするサービスです。

概要	
対象となるお客さま	ろうきんのカードをお持ちのお客さま
対象となる自動機	ゆうちょ銀行、セブン銀行
対象となる口座(お取引)	ろうきんカードによるお引出し・当座貸越取引 ①キャッシュカード/普通預金・貯蓄預金 ②ローンカード/マイプランミニット・Qカード(みらい)
対象金額	1回あたり110円 ※1回あたり110円を超えるお引出し手数料はお客さまのご負担となります。 例:平日18時以降のお取引でお引出し手数料が220円の場合、110円はお客さまのご負担となります。
対象回数	回数制限なし
キャッシュバック時期	お引出し後、即時(出金直後)に、お客さまのご利用口座へキャッシュバックいたします。

デビットカードサービス

「J-Debit」加盟店でのお買い物やサービス代金のお支払い時に、ろうきんキャッシュカードを利用して口座からその代金を即時に引落とすことができるサービスです。手数料もかからず大変便利です。

ろうきんUC(マスター・VISA)カード

国内・海外のUC、マスター、VISAの加盟店で、ショッピング等のお支払い時にご利用いただけます。

自動支払いサービス

公共料金(電気・電話・水道・ガス・新聞・NHK等)のお支払いをはじめ、各種税金、保険料、ろうきんローン返済金、クレジットカードのご利用代金などを口座から自動的にお支払いいただけます。

自動送金サービス

あらかじめ送金先、送金日、送金金額を指定、ご登録いただくと、ろうきん普通預金口座からご指定内容の送金が自動的に行えます。ご家族への仕送りをはじめ、家賃や駐車場代のお振込など、毎回定額のお振込をなさる場合には大変便利なサービスです。

代理業務サービス

沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構などの代理業務を行っています。

メールオーダーサービス

公共料金の自動支払いと住所変更の手続きを、郵送でお申込みいただけます。なお、申込み用紙(返信用封筒付)は、各営業店のキャッシュコーナーと窓口を用意しています。

インターネットホームページ

預金・融資商品をはじめ、住宅ローン返済シミュレーション、店舗・自動機案内など、当金庫に関する情報を提供しています。ローンの仮審査申込みやローン相談の来店ご予約をネット上で行うことができ、投資信託の基準価額についても閲覧できます。

- ホームページアドレス

<https://www.okinawa-rokin.or.jp/>

ろうきんダイレクト

●インターネットバンキング(個人向け)

パソコンや携帯電話・スマートフォンからインターネットを通じて、「振込・振替」、「残高照会」、「入出金明細照会」、「定期預金の口座開設等」、「ローンの随時・全額返済」等のお取引ができます。また、パソコンやスマートフォンからは「住所変更」、「公共料金自動引落のお申込み」のお取引もご利用いただけます。なお、「振込・振替」手数料は、窓口や自動機で行うよりも大変お得です。

●Webお知らせサービス

「残高のお知らせ」などを、書面による郵送に替えてインターネットを経由してご覧いただけるサービスです。時間を気にせず、どこからでもご利用可能で、手数料がかかりません。
※ お勤め先によってはご利用いただけない場合があります。

●テレフォンバンキング

固定電話・携帯電話からお電話いただくと、音声ガイダンスに従って「振込・振替」、「残高照会」、「ローン繰上返済」等のお取引ができるサービスです。
※ お勤め先によってはご利用いただけない場合があります。
※ トーン信号を発信できる電話機(携帯電話を含む)が必要です。

●インターネットバンキング(団体向け)

パソコンからインターネットを通じて、「振込・振替」、「残高照会」、「入出金明細照会」等のお取引ができる団体向けのサービスです。さらにサービスタイプを「フルタイプ」でご契約いただくと、一括振込(総合振込・給与振込・口座振替)を行うことが可能です。

●ろうきんアプリ

スマートフォンに専用のアプリをダウンロードし、アカウント・ろうきん普通預金口座等を登録することで、そのアプリを通じて「残高照会」、「入出金明細照会」、「ろうきんダイレクト」へのログイン、「税金等のお支払い」等のお取引ができるサービスです。
※ 税金の種類によってはお支払いいただけない場合があります。

●QRコード決済サービス

ろうきん普通預金口座を「LINE Pay」や「J-Coin Pay」へ登録することで、「LINE Pay」や「J-Coin Pay」へ資金をチャージ(入金)することができます。なお、2020年7月13日より「PayPay」の利用が開始されます。

●ローンプラザ

住宅ローンや教育資金、結婚資金や車購入資金などをはじめとしたローン相談の専門店です。本店営業部1階「ローンプラザなは」とおもろまち支店内「ローンプラザおもろまち」、コザ支店内「ローンプラザコザ」の3店舗があります。

営業時間	平日	10:00~19:00
	土・日曜	10:00~17:00

※年末年始・祝日・振替休日はお休みです。但し、祝日が土・日にあたる場合は営業します。
※水曜日は、10:00~15:00

ローンプラザなは	☎ 0120-232-100 FAX.098(861)8157
ローンプラザおもろまち	☎ 0120-029-155 FAX.098(869)5522
ローンプラザコザ	☎ 0120-232-107 FAX.098(937)8282

●お客様相談デスク

当金庫の商品・サービス内容など、ご利用に関するお客さまのお問い合わせやご相談を受け付けいたします。

お客様相談デスク	☎ 0120-602-040
----------	----------------

※受付時間 平日9:00~17:00 当金庫の休業日(土日・祝日等)は除きます。

●確定拠出年金

確定拠出年金は、月々の掛け金とその運用収益の合計額が年金として受け取れる私的年金制度です。当金庫では、企業型は商品提供金融機関として、個人型(iDeCo)は運営管理機関としてお取り扱いしています。

●内国為替業務

当金庫では、給与振込業務など国内のお客さまの間での資金の送金(振込)、取立て仲介(代金取立)業務を行っています。

●有価証券投資業務

業務上の余裕金の一部について、確実性、流動性、収益性に留意して有価証券投資を行っています。詳しくはP56~58に掲載しています。

●有価証券業務

業務の種類	期間	申込単位	特長・留意点
国債窓口販売業務 個人向け国債	3-5-10年	1万円	国が発行する安全性の高い債券です。満期日の元本の償還や半年ごとの利子のお支払いは国が行います。
投資信託窓口販売業務 ※2015年4月1日より窓口販売を休止しております。		1万円~	多くの投資家から集めた資金をひとつのファンド(基金)としてまとめ、専門の運用会社が株式や債券などに分散投資して運用する商品です。 ※市場価格の変動によっては、お預かりした払込金が元本割れすることもあります。

●共済代理業務

こくみん共済coopの代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」および「住まいる共済」の代理募集の取り扱いを行っています。

●損保窓販業務

損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

●少額投資非課税制度(愛称:NISA)

当金庫では、非課税口座(NISA口座)の開設を受け付けています。この口座内では、投資(非課税投資枠(年間120万円)内)から生じる売却益や収益分配金が最長5年間非課税となります。

●その他

当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務は行っていません。



各種手数料



◎2020年6月30日現在（各手数料には10%の消費税が含まれています）

為替手数料 コザ支店と具志川支店間は自店宛とします

種 類	お振込場所(方法)	お振込金額	当金庫自店宛	ろうきん本・支店あて (全国ろうきん含む)	他金融機関あて		
					電信扱	文書扱	
振込手数料	窓口 (注1)	5万円未満	110円	330円	660円	770円	
		5万円以上	330円	550円	880円	990円	
	ATM(自動機) (注2・3)	5万円未満	無料	110円	330円		
		5万円以上		330円	550円		
	ろうきんダイレクト 個人版インターネット バンキング(注2)	5万円未満		110円	220円		
		5万円以上			275円		
	テレフォンバンキング	5万円未満		110円	330円		
		5万円以上		330円	550円		
	インターネットバンキング (団体向け)および ファームバンキング(注4)	5万円未満		110円	220円		
		5万円以上			275円		
送金手数料				1件につき440円		1件につき660円	
代金取立手数料				1通につき440円		普通扱	880円
					至急扱	1,320円	
その他の手数料	送金・振込の組戻料、取立手形組戻料、不渡手形返却料、取立手形店頭呈示料(注5)				1件につき660円		

(注1)視覚障がい者ご本人が窓口で振込依頼をする際は、ATMご利用時と同額でお取り扱いいたします。
 (注2)同一店口座間の資金移動(窓口での取引を除く)、および個人版インターネットバンキングに登録したろうきん口座相互の資金移動は無料です。
 (注3)ろうきん以外の金融機関カードを利用してろうきんATMで振込を行う場合は、振込手数料に下記の手数料が加算されます。

平日(8:00~8:45、18:00~21:00)	取引1件につき220円
平日(8:45~18:00)	取引1件につき110円
土日祝祭日(9:00~20:00)	取引1件につき220円

(注4)インターネットFBサービスをご利用の場合の為替手数料も同額でお取り扱いいたします。なお、同一店口座間の資金移動は無料です。
 (注5)取立手形店頭呈示料は、660円を超える実費を要する場合、その実費をいただきます。

個人情報の開示手数料

基本手数料	氏名、住所、生年月日、電話番号、労働組合等(会員団体)	依頼書1通につき1,100円
加算手数料	預金残高、借入残高	1口座1基準日毎550円
	取引履歴	1口座1カ月毎550円
	その他	1項目毎1,100円

※個人情報保護法第25条に基づく開示請求が対象です。

定額自動送金手数料 コザ支店と具志川支店間は自店宛とします

振込先	取扱形態	5万円未満	5万円以上
ろうきん本・支店あて (全国ろうきん含む)	自振送金(自店内)	55円	55円
	為替送金(注1)	165円	385円
他行あて	為替送金	385円	605円

(注1)送金先が本・支店間および系統内の他金庫宛の場合。

ろうきんのATMをご利用の場合の手数料

曜日	稼働時間(注1)	ろうきんのカード (全国ろうきんを含む)	コザ信金の カード		ゆうちょ銀行の カード	イオン銀行の カード		提携金融機関 (左記以外)のカード	入金ネット加盟 金融機関のカード	
			お引出し	ご入金		お引出し	ご入金			
平 日	7:00~8:00	無料	お引出しできません	ご入金	220円	無料	無料	お引出し・お振込(注2・3)	ご入金	
	8:00~8:45		お取り扱えません	220円	お取り扱えません					220円
	8:45~18:00		無料	110円	110円					110円
	18:00~21:00		110円	220円	220円					220円
	21:00~22:00		お取り扱えません	220円	お取り扱えません					220円
土曜日	9:00~14:00		無料	220円	110円					220円
	14:00~17:00		110円	220円	220円					
	17:00~20:00		お取り扱えません	220円	220円					
日曜日・ 祝日	9:00~17:00		110円	220円	220円					220円
	17:00~20:00		お取り扱えません	220円	220円					

(注1)ATMによって稼働時間が異なります。上記の時間は沖縄ろうきんの最長稼働時間です。
 (注2)月曜日~金曜日の15時00分以降、土曜日、日曜日、祝日・振替休日のお振込は、翌営業日扱いとなります。お振込(振込予約)の場合、上記のお引出し手数料に加え振込手数料がかかります。
 (注3)都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合のキャッシュカードがご利用いただけます。

預金・融資・その他手数料

種 類	項 目	金 額
預 金	小切手発行手数料	小切手用紙代 1冊(50枚) 550円
		自己宛小切手発行手数料(1枚あたり) 550円
		残高証明書等(1通あたり) 330円
	証明書発行手数料	330円
	取引履歴照会手数料(1口座あたり)	550円
	相続預金取引履歴開示手数料(1口座あたり、口座がない場合は1回あたり)	550円
	未払利息計算書(1口座・1預入あたり)	220円
	預金決算利息計算書	無料
		通帳・証書再発行手数料 1,100円
		キャッシュカード再発行手数料 1,100円
融 資	通帳・証書・カード発行手数料(1枚あたり)	ダイレクトご契約者カード再発行手数料 440円
		ICカード発行手数料(新規・切替) ^(注1) 1,100円
		ICカード再発行手数料(再発行手数料+ICカード発行手数料) 2,200円
	ローンカード再発行手数料(1枚あたり)	1,100円
	証明書発行手数料	残高証明書(公庫は無料)(1通あたり) 330円
		住宅取得控除用残高証明書 無料
	取引履歴照会手数料(1口座あたり)	550円
	(根)抵当権解除証書再発行手数料(1通あたり)	440円
	一部繰上償還手数料(不動産担保)(1口座あたり)	無料
	全額繰上償還手数料(不動産担保) ※1口座あたり ※返済期間3年未満の手数料	
(1)住宅ローン	2017年10月以降受付	2018年4月以降受付
固定金利選択型	33,000円	
上限金利付		
全期間固定金利型		
変動金利型	3,300円	33,000円
マンション専用ローン		
(2)有担保フリーローン	無料	
(3)一般不動産貸出		
(4)災害救援住宅ローン		
(5)住宅つなぎローン(借換)		
上記(1)~(5)以外(負債整理有担保融資含む)		
不動産担保ローン事務取扱手数料		33,000円
融資見込証明書(農地転用許可申請用)		220円
融資取引明細証明書		550円
融資契約終了(契約解除)証明書		220円
会計監査人提出用残高証明書(1通あたり、預金・融資共通書式)		3,300円
出資金残高証明書		220円
保護預り料	封緘方式(保管袋1個あたり)	年間 550円
	公共債預り料	年間 1,320円
個人版インターネットバンキング手数料		無料
インターネットバンキング(団体向け)利用手数料(注2)	フルタイプ、一括データ伝送	月額2,200円(会員団体無料)
	ファームバンキング利用手数料(注3)	ライトタイプ、アンサー
その他	電子証明書利用手数料	月額 220円
	パスワード生成機(団体旧用)追加・再発行(1つにつき)	1,650円
	Webお知らせサービス手数料	無料
	預金等調査に関する手数料	紙で依頼を受けた調査(対象者1名につき) 550円
		電子媒体で依頼を受けた調査(1依頼データにつき) 55円

(注1)ICキャッシュカード[カードローンシングルカード]の発行手数料(新規・切替)は無料です。
 (注2)インターネットバンキングを利用している会員所属企業については利用手数料を無料とします。
 (注3)ファームバンキングについては契約のみで利用のない場合は月額利用手数料を無料とします。

両替手数料(注4)

	会員団体	会員団体の構成員の方	左記以外
1 ~ 100枚	無料	無料	無料
101 ~ 300枚			110円
301 ~ 500枚			220円
501 ~ 1,000枚			330円
			440円
1,001枚以上			440円+1,000枚毎に440円

硬貨の入金・払戻手数料(注4)

	会員団体	会員団体の構成員の方	左記以外
1 ~ 100枚	無料	無料	無料
101 ~ 300枚			220円
301 ~ 500枚			330円
501 ~ 1,000枚			440円
			440円
1,001枚以上			440円+1,000枚毎に440円

(注4)
 ・枚数は、持込枚数または両替後枚数のうちいずれか多い方を対象とします。
 ・1日に複数回の取引がある際は、同日の合計枚数に応じた手数料を申し受けます。
 ・「無料」に該当する場合でも、事業に伴って発生した両替や硬貨の入金・払戻は、手数料をいただく場合がございます。
 ・「会員団体」とは、当金庫に出資している労働組合等の団体をさします。

各種手数料

各種手数料

店舗・自動機設置状況

(2020年6月30日現在)



店舗・自動機

窓口営業時間

平日 9:00~15:00

金融機関コード

2997

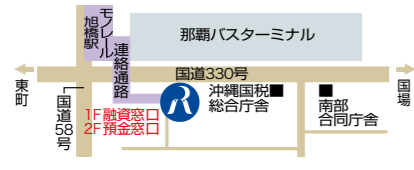
※ATMご利用内容について **引出** お引出し **預入** お預入れ **記帳** 通帳記帳 **振込** お振込み(平日8:00-15:00)

IC ICカードのご利用が可能です **視** 視覚障がい者対応ATMがあります

店舗・自動機設置状況

店舗・自動機設置状況

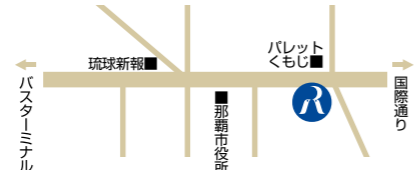
本店営業部 店番号 952



所在地	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 1-9
TEL	098-861-0118
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 7:00-22:00 土曜日 9:00-20:00(注) 日曜・祝日 9:00-20:00(注)

(注)土・日・祝日については、本店2階に設置するATMを休止いたします。どうぞ、本店1階のATMをご利用ください。

県庁出張所 店番号 953



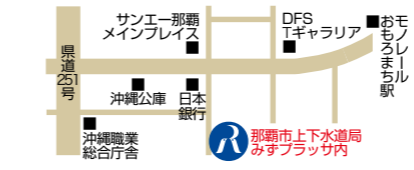
所在地	〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2(沖縄県庁内)
TEL	098-861-0894
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 8:00-19:00 土曜日 - 日曜・祝日 -

浦添支店 店番号 956



所在地	〒901-2114 沖縄県浦添市安波茶 2-1-3-101号
TEL	098-877-3301
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 7:00-22:00 土曜日 9:00-20:00 日曜・祝日 9:00-20:00

おもろまち支店 店番号 966



所在地	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 1-1-2
TEL	098-867-1515
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 7:00-22:00 土曜日 9:00-20:00 日曜・祝日 9:00-20:00

インターネット沖縄支店 店番号 967

インターネットバンキング取引を専用としたバーチャル店舗です。インターネットバンキングを経由して定期預金を開設し、お取引いただけます。
※ご利用には、インターネットバンキングのご契約が必要です。
<https://www.okinawa-rokin.or.jp/>

所在地	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 1-9
TEL	0120-885-875
インターネットバンキングの操作に関するヘルプデスク	
0120-885-875	
その他のお取引に関するお問合せ先	
TEL: 098-861-5365	

普天間支店 店番号 957



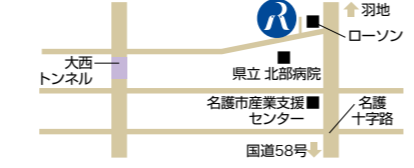
所在地	〒901-2203 沖縄県宜野湾市野高 1-2-17
TEL	098-892-4416
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 7:00-22:00 土曜日 9:00-20:00 日曜・祝日 9:00-20:00

コザ支店 具志川支店 店番号 958



所在地	〒904-2156 沖縄県沖縄市美里仲原町28-6
TEL	098-937-1189
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 7:00-22:00 土曜日 9:00-20:00 日曜・祝日 9:00-20:00

名護支店 店番号 959

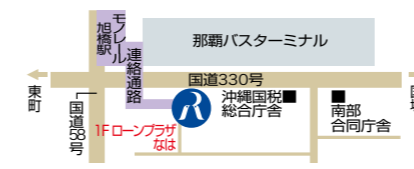


所在地	〒905-0017 沖縄県名護市大中 3-9-1
TEL	0980-52-2844
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 7:00-22:00 土曜日 9:00-20:00 日曜・祝日 9:00-20:00

ローンプラザ 営業時間

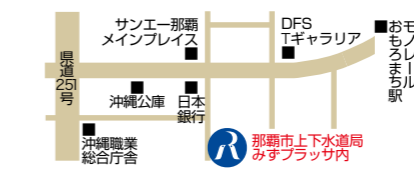
平日 10:00~19:00、土日 10:00~17:00
※年末年始・祝日・振替休日はお休みです。但し、祝日が土・日にあたる場合は営業します。
※水曜日は、10:00~15:00

ローンプラザなは



所在地	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 1-9
TEL	0120-232-100

ローンプラザおもろまち



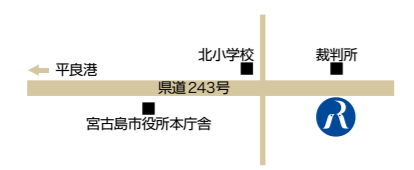
所在地	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 1-1-2
TEL	0120-029-155

ローンプラザコザ



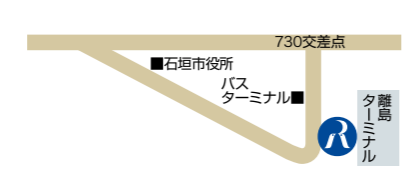
所在地	〒904-2156 沖縄県沖縄市美里仲原町28-6
TEL	0120-232-107

宮古支店 店番号 961



所在地	〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里 344
TEL	0980-72-3678
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 7:00-22:00 土曜日 9:00-20:00 日曜・祝日 9:00-20:00

八重山支店 店番号 962



所在地	〒907-0012 沖縄県石垣市美崎町 1-1-1
TEL	0980-82-3727
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 7:00-22:00 土曜日 9:00-20:00 日曜・祝日 9:00-20:00

与那原支店 店番号 965



所在地	〒901-1302 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 385-4
TEL	098-946-4710
ATM ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視
ATM ご利用時間	平日 7:00-22:00 土曜日 9:00-20:00 日曜・祝日 9:00-20:00

当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者に関する事項

該当ありません。

店舗・自動機設置状況

(2020年6月30日現在)

※ご利用内容について **引出** お引出し **預入** お預入れ **記帳** 通帳記帳 **振込** お振込み(平日8:00-15:00)
IC ICカードのご利用が可能です **視** 視覚障がい者対応ATMがあります



店舗外自動機

店舗・自動機設置状況

店舗・自動機設置状況

名護市役所出張所 ATM

所在地	沖縄県名護市港1-1-1	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

うるま市役所出張所 ATM

所在地	沖縄県うるま市みどり町1-1-1	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	8:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

うるま市与那城庁舎出張所 ATM

所在地	沖縄県うるま市与那城中央1	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

なは市民協働プラザ出張所 ATM

所在地	沖縄県那覇市銘苅2-3-1	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

那覇市役所出張所 ATM

所在地	沖縄県那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所庁舎1階	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	8:00-18:00
	土曜日	—
	日曜・祝日	—

NTT楚辺ビル出張所 ATM

所在地	沖縄県那覇市楚辺1-14-16	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

読谷村役場出張所 ATM

所在地	沖縄県読谷村字座喜味2901	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

沖縄市役所出張所 ATM

所在地	沖縄県沖縄市仲宗根26-1 沖縄市役所庁舎1階	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	8:00-18:00
	土曜日	—
	日曜・祝日	—

嘉手納町役場出張所 ATM

所在地	沖縄県嘉手納町字嘉手納588	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

NTT与儀ビル出張所 ATM

所在地	沖縄県那覇市寄宮1-3-37	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

サンエーしおざきシティ出張所 ATM

所在地	沖縄県糸満市潮崎町2-2	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	9:00-21:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

宮古病院出張所 ATM

所在地	沖縄県宮古島市平良字下里427-1	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	8:00-21:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

宜野湾市役所出張所 ATM

所在地	沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1 宜野湾市役所庁舎1階	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	8:00-18:00
	土曜日	—
	日曜・祝日	—

全駐券会館出張所 ATM

所在地	沖縄県宜野湾市伊佐3-8-16	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

浦添市役所出張所 ATM

所在地	沖縄県浦添市安波茶1-1-1 浦添市役所庁舎1階	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	8:00-18:00
	土曜日	—
	日曜・祝日	—

石垣市役所出張所 ATM

所在地	沖縄県石垣市美崎町14	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	8:00-18:00
	土曜日	—
	日曜・祝日	—

八重山病院出張所 ATM

所在地	沖縄県石垣市真栄里584-1	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	8:00-21:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

マックスバリュ石垣店出張所 ATM

所在地	沖縄県石垣市登野城1157	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

NTT沖縄支店出張所 ATM

所在地	沖縄県浦添市城間4-35-1	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

西原町役場出張所 ATM

所在地	沖縄県中頭郡西原町字与那城140-1	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	7:00-22:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00

那覇市立病院出張所 ATM

所在地	沖縄県那覇市古島172-1 那覇市立病院1階	
ご利用内容	引出 預入 記帳 振込 IC 視	
ご利用時間	平日	8:00-20:00
	土曜日	9:00-20:00
	日曜・祝日	9:00-20:00



ろうきんカードのご利用案内

◎ろうきんのキャッシュカード、ローンカードなら…

ろうきんカードなら、ろうきんキャッシュコーナーでのお引出し手数料はいつでも無料。業務提携の自動機でも、お引出し手数料は無料です(所定の時間帯に限ります。イオン銀行、イーネット、ローソン銀行、ビューカードはいつでも手数料無料です。)

さらに、その他の金融機関・コンビニATM等でお引出しした際にかかる所定の手数料をお戻しする「キャッシュバックサービス」もご紹介します。詳しくはP30をご覧ください。

業務提携

- コザ信用金庫
- セブン銀行(セブンイレブン、那覇空港等に設置)
- イオン銀行
(イオンショッピングセンター、マックスバリュ等に設置)
- イーネット(ファミリーマートに設置)
- ローソン銀行(ローソンに設置)
- ビューカード(JR東日本駅構内に設置)

◎ろうきんカードを使用して各キャッシュコーナーでご利用になれるサービス

	ご利用内容			
	残高照会	お引出し	ご入金	お振込
全国のろうきん	○	○	○	○
ゆうちょ銀行	○	○	○	×
セブン銀行	○	○	○	×
イオン銀行	○	○	○	×
その他の金融機関	○	○	△(注1)	△(注2)
イーネット(ファミリーマートATM)	○	○	○	×
ローソン銀行(ローソンATM)	○	○	○	×
ビューカード(JR東日本駅構内ビューアルッテ)	○	△(注3)	×	×

- 入金ネット** (注1)
- 入金ネットマークのある金融機関のATMで現金のご入金ができます。沖縄県内では、コザ信用金庫のATMが該当し、手数料無料でご利用になれます。
- MICS** (注2)
- MICS加盟の金融機関ATMで、ろうきんカードを使ってお振込が可能です。
 - MICS(全国キャッシュサービス)は、銀行信用金庫等が提携しているATMネットワークです。
 - お振込は、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合のATMでのお取り扱いとなります(沖縄海邦銀行やJAバンク等、ご利用いただけない金融機関がございます。)。なお、各金融機関所定の受付時間、曜日以外のお振込については、翌営業日扱い(振込予約)となります。
 - お振込(振込予約)の場合、各金融機関所定のお引出し手数料と振込手数料がかかります。
- (注3)
- ローンカードはご利用いただけません。

※ご利用時間・お取引内容は、各キャッシュコーナーによって異なります。
 ※各金融機関での残高照会およびゆうちょ銀行・セブン銀行・イオン銀行・イーネット(ファミリーマートATM)、ローソン銀行(ローソンATM)でのご入金は手数料無料です。
 ※お引出し手数料のお取り扱い内容は、下記表をご参照ください。

◎ろうきんカードをご利用時のお引出し手数料

(2020年6月30日現在)
 ※各手数料には10%の消費税が含まれています。

お引出し 手数料区分 ご利用時間	ご利用場所(キャッシュコーナー)								
	ろうきん	コザ信金	その他 金融機関	ゆうちょ銀行	セブン銀行 (セブンイレブンATM)	イオン銀行	イーネット (ファミリーマートATM)	ローソン銀行 (ローソンATM)	ビューカード (JR東日本駅構内 ビューアルッテ)
平日	0:05 ~ 7:00	お取り扱いできません		220円	110円	23:00~1:00 お取り扱いできません			お取り扱いできない 時間帯がございます
	7:00 ~ 8:00	無料	無料		220円				
	8:00 ~ 8:45			220円					
	8:45 ~ 18:00		110円	110円					
	18:00 ~ 19:00		110円	220円					
	19:00 ~ 21:00	お取り扱いできません		220円	110円	お取り扱い できません		無料 (各駅の始発から 終電まで)	
	21:00 ~ 22:00				110円				
	22:00 ~ 23:00				110円				
23:00 ~ 23:55	お取り扱いできません		220円	110円	お取り扱い できません		無料 (各駅の始発から 終電まで)		
23:55 ~ 0:05	お取り扱いできません			110円					
土曜日	0:05 ~ 7:00	お取り扱いできません		220円	110円	お取り扱い できません			お取り扱いできない 時間帯がございます
	7:00 ~ 8:00	無料	無料		220円				
	8:00 ~ 9:00			110円	110円				
	9:00 ~ 14:00		110円	220円					
	14:00 ~ 17:00		110円	220円					
	17:00 ~ 19:00	お取り扱いできません		220円	110円	お取り扱い できません		無料 (各駅の始発から 終電まで)	
	19:00 ~ 20:00				110円				
	20:00 ~ 21:00				110円				
21:00 ~ 23:55	お取り扱いできません		220円	110円	お取り扱い できません		無料 (各駅の始発から 終電まで)		
23:55 ~ 0:05	お取り扱いできません			110円					
日・祝日	0:05 ~ 7:00	お取り扱いできません		220円	110円	お取り扱い できません			お取り扱いできない 時間帯がございます
	7:00 ~ 8:00	無料	110円		220円				
	8:00 ~ 9:00			220円					
	9:00 ~ 17:00		110円	220円					
	17:00 ~ 19:00		110円	220円					
	19:00 ~ 20:00	お取り扱いできません		220円	110円	お取り扱い できません		無料 (各駅の始発から 終電まで)	
	20:00 ~ 21:00				110円				
	21:00 ~ 0:05				110円				

※ご利用可能な時間帯は各キャッシュコーナーによって異なります。
 ※ゆうちょ銀行自動機の日曜日、休日の翌日、1月4日のお取り扱い開始時間は、7時からとなります。
 ※JR東日本駅構内に設置のビューアルッテのお取り扱い時間は各駅の始発から終電まで(最大4時から翌2時まで)となります。
 ※システムメンテナンスなどにより、一部ご利用いただけない時間帯があります。
 ※イオン銀行自動機の平日(月曜を除く)の提携開始時間は午前1時からとなります。月曜の取り扱い開始時間は午前8時からとなります。

DISCLOSURE 2020

数字で見る 沖縄ろうきん

財務データ





決算の状況

●貸借対照表

科目	2019年度末	2018年度末
(資産の部)		
現金	3,377	2,888
預け金	107,241	112,036
有価証券	20,300	20,487
国債	10,707	11,201
地方債	732	740
社債	3,963	3,802
投資信託	4,321	4,166
株式	575	576
外国証券	—	—
貸出金	181,373	157,305
手形貸付	116	160
証書貸付	170,629	147,122
当座貸越	10,627	10,022
その他資産	2,381	2,320
未決済為替貸	3	1
労働金庫連合会出資金	1,800	1,800
前払費用	0	0
未収収益	483	425
その他の資産	93	92
有形固定資産	2,502	2,241
建物	1,511	1,284
土地	866	866
建設仮勘定	3	4
その他の有形固定資産	122	86
無形固定資産	11	16
ソフトウェア	11	16
その他の無形固定資産	—	—
前払年金費用	53	58
債務保証見返	0	0
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△25 (△25)	△27 (△27)
資産の部合計	317,215	297,328

(貸借対照表注記)

注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

科目	2019年度末	2018年度末
(負債の部)		
現金積金	268,027	254,209
当座預金	91	87
普通預金	84,431	77,404
貯蓄預金	2,224	2,285
通知預金	10	10
別段預金	51	28
定期預金	181,218	174,393
譲渡性預金	2,400	2,400
借入金	29,557	23,335
借入金	29,557	23,335
その他負債	632	674
未決済為替借	21	1
未払費用	189	185
未払法人税等	11	69
前受収益	5	5
資産除去債務	33	24
その他の負債	371	388
賞与引当金	79	77
退職給付引当金	665	888
役員退職慰労引当金	45	57
睡眠預金払戻損失引当金	5	10
旧本店ビル解体引当金	10	10
繰延税金負債	32	75
債務保証	0	0
負債の部合計	301,456	281,738
(純資産の部)		
出資金	950	950
普通出資金	950	950
利益剰余金	14,188	13,931
利益準備金	950	950
その他利益剰余金	13,238	12,981
特別積立金	12,500	12,320
(特別積立金)	(2,100)	(2,100)
(金利変動等準備積立金)	(2,690)	(2,630)
(機械化積立金)	(2,690)	(2,630)
(配当準備積立金)	(250)	(250)
(経営基盤強化積立金)	(2,690)	(2,630)
(店舗建設準備積立金)	(2,080)	(2,080)
当期末処分剰余金	738	661
処分未済持分	△0	△3
会員勘定合計	15,138	14,878
その他有価証券評価差額金	619	712
評価・換算差額等合計	619	712
純資産の部合計	15,758	15,590
負債及び純資産の部合計	317,215	297,328

3. 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理要領に基づき定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 15年～50年
その他 4年～20年

4. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定規程及び決算経理要領に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権(以下、「債権」とは、貸出金及び貸出金に準ずるその他の債権のことをいう。)については、正常先、その他要注意先及び要管理先に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の取得承認部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

当金庫の引当基準は、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年3月17日)に基づいて定めております。

7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。

- 過去勤務費用
その発生年度の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理
- 数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理

確定拠出年金制度への一部移行

当金庫は平成31年4月1日に職員(準職員Sおよび準職員を除く)の退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用第1号)および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務

上の取扱い」(実務対応報告第2号)を適用しております。なお、この制度移行による退職給付制度終了益55,559千円を、特別利益に計上しております。

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

12. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額 2,170,395千円
有形固定資産の圧縮記帳額 —千円
なお、減価償却累計額には、減損損失累計額129,420千円を含めております。

13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

160,350千円

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

—千円

15. 破綻先債権額及び延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は1,678千円、延滞債権額は769,436千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

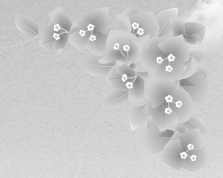
16. 3カ月以上延滞債権額

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は18,808千円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。



財務データ



17. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はございません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

18. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、789,923千円です。

なお、15.項から18.項に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

19. 担保に供している資産

為替決済、当座貸越契約の担保として、定期預け金38,500,000千円を差し入れております。

20. 出資1口当たりの純資産額

16,584円 79銭

21. 目的積立金

目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資統括部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会、常務会及びALM委員会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、

リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会及びALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会及びALM委員会に定期的に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、理事会及びALM委員会において定期的に報告しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALMに関する方針に基づき、理事会及びALM委員会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、経営統括部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」及び「譲渡性預金」であります。

当金庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(預金・貸出金については、保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年(250日または240日)、その他の金融資産・金融負債については、保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1年(250日または240日))により算出しており、令和2年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,878,701千円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)を参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

*単位:千円

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	107,241,658	107,611,566	369,907
(2) 有価証券	20,228,278	20,228,278	-
その他有価証券	20,228,278	20,228,278	-
(3) 貸出金	181,373,747		
貸倒引当金(*1)	△5,839		
	181,367,908	185,585,473	4,217,564
金融資産計	308,837,845	313,425,317	4,587,472
(1) 預金積金	268,027,442	268,055,843	△28,400
(2) 譲渡性預金	2,400,000	2,398,756	1,243
(3) 借入金	29,557,740	29,565,983	△8,243
金融負債計	299,985,182	300,020,582	△35,400

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.項から26.項に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金及び譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

*単位:千円

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	71,743
労働金庫連合会出資金(*2)	1,800,000
合計	1,871,743

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
(*2)労働金庫連合会出資金については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。



(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

*単位:千円

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 け 金	43,630,658	54,911,000	6,700,000	2,000,000
有 価 証 券	1,120,000	6,240,000	700,000	5,400,000
その他有価証券の うち満期があるもの	1,120,000	6,240,000	700,000	5,400,000
貸 出 金 (*1)	13,127,218	43,939,123	38,233,767	85,245,708
合 計	57,877,876	105,090,123	45,633,767	92,645,708

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

*単位:千円

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 金 積 金 (*1)	209,916,591	57,889,199	221,650	-
譲 渡 性 預 金	2,400,000	-	-	-
借 用 金	7,057,740	22,500,000	-	-
合 計	219,374,331	80,389,199	221,650	-

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

(1) 売買目的有価証券

該当ありません。

(2) 満期保有目的の債券

該当ありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

(4) その他有価証券

	種 類	貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照 表計上額 が取得原 価を超えるもの	株 式	318,308	214,557	103,751
	債 券	14,414,198	13,629,420	784,777
	国 債	10,707,048	10,029,129	677,918
	地 方 債	732,830	700,290	32,539
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	2,974,320	2,900,000	74,320
	そ の 他	3,053,164	2,879,527	173,636
	小 計	17,785,671	16,723,505	1,062,166
貸借対照 表計上額 が取得原 価を超え ないもの	株 式	185,056	240,637	△55,581
	債 券	989,160	999,560	△10,400
	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	989,160	999,560	△10,400
	そ の 他	1,268,390	1,415,307	△146,917
	小 計	2,442,606	2,655,505	△212,898
合 計		20,228,278	19,379,010	849,267

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	-	-	-
債 券	303,865	3,496	-
国 債	303,865	3,496	-
地 方 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	388,354	17,707	△31,317
合 計	692,219	21,203	△31,317

27. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、17,065千円(うち、株式17,065千円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末における時価の下落率のほか、外部各付け会社等による当該有価証券の発行体の信用リスクに係る格付け結果等を勘案して定めております。

28. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、29,792,727千円です。

このうち原契約期間が1年以内のものは16,787,823千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられています。

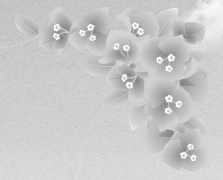
また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち13,004,903千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金	179,753千円
固定資産減価償却	110,245
賞与引当金	21,448
その他有価証券評価差額金	57,482
その他	263,861
繰延税金資産小計	632,792
評価性引当額	△364,011
繰延税金資産合計	268,780
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	286,784
前払年金費用	14,360
その他	430
繰延税金負債合計	301,575
繰延税金負債の純額	32,794千円



● 損益計算書

単位:百万円

科 目	2019年度	2018年度
経常収益	3,585	3,625
資金運用収益	3,254	3,235
貸出金利息	2,600	2,515
預け金利息	308	328
有価証券利息配当金	239	224
その他の受入利息	106	167
役員取引等収益	169	133
受入為替手数料	46	46
その他の役員収益	123	86
その他業務収益	99	159
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	5	12
その他の業務収益	93	146
その他経常収益	61	96
貸倒引当金戻入益	2	8
その他の経常収益	58	88
経常費用	3,310	3,309
資金調達費用	148	154
預金利息	144	151
譲渡性預金利息	0	0
借入金利息	3	2
役員取引等費用	531	504
支払為替手数料	200	199
その他の役員費用	331	305
その他業務費用	31	34
国債等債券売却損	2	—
国債等債券償還損	29	34
その他の業務費用	0	0
経費	2,579	2,610
人件費	1,435	1,449
物件費	1,108	1,127
税金	35	33
その他経常費用	20	6
貸倒引当金繰入額	—	—
株式等償却	17	—
その他資産償却	0	0
退職手当金	1	0
その他の経常費用	1	5
経常利益	274	315
特別利益	57	—
固定資産処分益	1	—
退職給付制度終了益	55	—
特別損失	0	0
固定資産処分損失	0	0
減損損失	—	—
税引前当期純利益	331	314
法人税、住民税及び事業税	22	83
法人税等調整額	△8	△59
法人税等合計	14	24
当期純利益	317	290
繰越金(当期首残高)	421	370
当期末処分剰余金	738	661

(損益計算書注記)

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益金額 334円28銭

● 剰余金処分計算書

単位:百万円

科 目	2019年度 総会承認日 2020年6月26日	2018年度 総会承認日 2019年6月25日
当期末処分剰余金	738	661
(前期繰越金)	(421)	(370)
(当期純利益)	(317)	(290)
積立金取崩額	—	—
特別積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	380	240
利益準備金	0	—
事業の利用分量に対する配当金	80	60
特別積立金	300	180
(経営基盤強化積立金)	(100)	(60)
(機械化積立金)	(100)	(60)
(金利変動等準備積立金)	(100)	(60)
(特別積立金)	—	—
繰越金(当期末残高)	358	421

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2020年6月29日

沖縄県労働金庫

理事長 高良 恵一

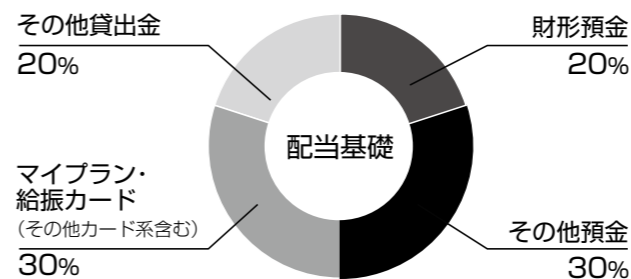
● 利用配当

単位:百万円、%

項 目	2019年度 総会承認日 2020年6月26日	2018年度 総会承認日 2019年6月25日
利用配当金	80	60
配当負担率	10.83	9.07

(注)

$$\text{配当負担率} = \frac{\text{利用配当金}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$$



以上の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2020年5月25日に監事の監査を受けております。

また、同年6月26日の総会において、上記の貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を、2020年5月25日に受けております。



主な経営指標

● 主要な事業の状況を示す指標

単位:百万円

項目	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
経常収益	3,585	3,625	3,557	3,687	3,951
経常利益	274	315	221	288	533
当期純利益	317	290	139	150	265
純資産額	15,758	15,590	15,294	15,272	15,375
総資産額	317,215	297,328	281,749	260,713	249,415
預金積金残高	268,027	254,209	244,838	238,683	231,396
貸出金残高	181,373	157,305	147,654	135,778	128,223
有価証券残高	20,300	20,487	20,475	19,311	18,340
出資総額	950	950	950	950	947
出資総口数(口)	950,233	950,181	950,181	950,181	947,772
出資に対する配当金	—	—	—	—	—
職員数(人)	150	151	157	163	158
単体自己資本比率(%)	10.53	11.41	12.31	13.18	13.67

(注) 1. 貸借対照関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

● 主要な業務の状況を示す指標

単位:百万円、%

項目	2019年度	2018年度
業務粗利益	2,812	2,835
業務粗利益率	0.99	0.99
業務純益	267	264
実質業務純益	267	264
コア業務純益	292	285
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	277	
資金運用収支	3,106	3,081
役員取引等収支	△362	△371
その他業務収支	68	124
資金運用勘定平均残高	305,159	285,084
資金運用収益(受取利息)	3,254	3,235
資金運用収益増減(△)額	18	4
資金運用利回り	1.06	1.13
資金調達勘定平均残高	295,968	275,294
資金調達費用(支払利息)	148	154
資金調達費用増減(△)額	△6	△34
資金調達利回り	0.05	0.05
資金調達原価率	0.91	0.99
資金金利率	0.15	0.14
総資産経常利益率	0.08	0.10
総資産当期純利益率	0.10	0.09
総資産業務純益率	0.08	0.09
純資産経常利益率	1.74	2.02
純資産当期純利益率	2.02	1.87
純資産業務純益率	1.70	1.70

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役員取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(または取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

● 預貸率

単位:%

項目	2019年度	2018年度
預貸率(期末値)	67.06	61.30
預貸率(期中平均値)	61.94	59.55

● 1店舗当たりの預金・貸出金残高

単位:百万円

項目	2019年度	2018年度
預金残高(平残)	22,317	21,114
貸出金残高(平残)	13,824	12,573

(注) 店舗数は期末の店舗数を使用しています。

● 常勤役員1人当たりの預金・貸出金残高

単位:百万円

項目	2019年度	2018年度
預金残高(平残)	1,663	1,564
貸出金残高(平残)	1,030	931

(注) 役員員数は期中平均人員を使用しています。

3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

5. 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

6. 利益率・純益率

$$\text{総資産(純)利益率} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

(又は純益率)

$$\text{総資産(純)利益率} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100$$

(又は純益率)

預金に関する指標

● 預金科目別残高(期末残高)

単位:百万円

項目	2019年度末				2018年度末			
	個人	法人			個人	法人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当座預金	—	—	—	91	—	—	—	87
普通預金	75,167	1,202	1	8,059	69,389	970	0	7,044
貯蓄預金	2,224	—	—	—	2,285	—	—	—
通知預金	—	—	—	10	—	—	—	10
別段預金	—	32	17	2	—	—	11	16
納税準備預金	—	—	—	—	—	—	—	—
定期預金	155,872	12,535	604	12,206	154,755	7,361	403	11,873
定期積金	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	233,264	13,770	622	20,370	226,429	8,331	415	19,031

● 預金種類別内訳(平均残高)

単位:百万円

項目	2019年度	2018年度
流動性預金	88,365	79,909
定期性預金	177,043	171,065
譲渡性預金	2,400	2,400
その他の預金	—	—
合計	267,808	253,374

● 定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

単位:百万円

項目	2019年度末	2018年度末
固定金利定期預金	181,206	174,380
変動金利定期預金	11	12
その他	—	—
合計	181,218	174,393

● 預金者別内訳(期末残高)

単位:百万円、%

項目	2019年度末		2018年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体会員	207,384	77.37	200,146	78.73
民間労働組合	40,248	15.01	39,569	15.56
民間以外の労働組合及び公務員の団体	59,583	22.23	58,427	22.98
消費生活協同組合及び同連合会	17,792	6.63	14,927	5.87
その他の団体	89,760	33.48	87,221	34.31
(うち間接構成員)	(194,161)	(72.44)	(187,419)	(73.72)
個人会員	—	—	—	—
国・地方公共団体・非営利法人	17,624	6.57	11,189	4.40
一般員外	43,018	16.04	42,873	16.86
合計	268,027	100.00	254,209	100.00

(注) 1. 当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行うとともに、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

● 員外預金の状況(期末残高)

単位:百万円

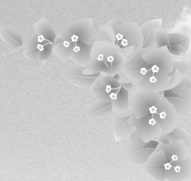
項目	2019年度末	2018年度末
一般員外(a)	43,018	42,873
一般員外譲渡性預金(b)	600	600
一般員外預金計(c):((a)+(b))	43,618	43,473
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	270,427	256,609
一般員外預金比率(c)/(d)×100	16.12%	16.94%

● 財形貯蓄残高(期末残高)

単位:百万円、%

項目	2019年度末		2018年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	29,364	10.85	29,404	11.45
財形年金	7,988	2.95	8,221	3.20
財形住宅	6,196	2.29	6,812	2.65
合計	43,550	16.10	44,439	17.31

(注) 預金に占める割合は、譲渡性預金を含む総預金残高から算出したものです。



貸出金等に関する指標

● 貸出金科目別内訳(平均残高)

単位:百万円

項目	2019年度	2018年度
手形貸付	96	138
証書貸付	155,238	140,976
当座貸越	10,559	9,773
割引手形	-	-
合計	165,895	150,887

● 貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

単位:百万円

項目	2019年度末	2018年度末
固定金利貸出金	42,840	34,165
変動金利貸出金	138,533	123,140
合計	181,373	157,305

(注)手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

● 貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)

単位:百万円、%

項目	2019年度末		2018年度末		
	金額	構成比	金額	構成比	
民間労働組合	40,003	22.05	37,650	23.93	
民間以外の労働組合及び公務員の団体	26,700	14.72	25,415	16.15	
消費生活協同組合及び同連合会	1,770	0.97	1,506	0.95	
その他の団体	93,298	51.43	79,612	50.60	
〈間接構成員〉	《161,400》	《88.98》	《143,783》	《91.40》	
上記各団体に所属しない個人会員	-	-	-	-	
会員等計	161,773	89.19	144,186	91.66	
預金積金担保貸出	83	0.04	85	0.05	
その他	19,517	10.76	13,034	8.28	
		(100.00)		(100.00)	
業種別内訳	製造業	-	(-)	-	(-)
	農業、林業	-	(-)	-	(-)
	漁業	-	(-)	-	(-)
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	(-)	-	(-)
	建設業	-	(-)	-	(-)
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	(-)	-	(-)
	情報通信業	-	(-)	-	(-)
	運輸業、郵便業	-	(-)	-	(-)
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	(-)	-	(-)
	金融業、保険業	-	(-)	-	(-)
	不動産業、物品賃貸業	-	(-)	-	(-)
	医療、福祉	-	(-)	-	(-)
	サービス業	-	(-)	-	(-)
	国・地方公共団体	9,977	(51.11)	5,461	(41.89)
個人	2,481	(12.71)	2,737	(20.99)	
その他	7,057	(36.15)	4,834	(37.08)	
会員外計	19,600	10.80	13,119	8.33	
合計	181,373	100.00	157,305	100.00	

● 貸出金使途別内訳(期末残高)

単位:百万円、%

項目	2019年度末		2018年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
貸金手当て策資金	-	-	-	-
生活資金	27,426	15.12	25,660	16.31
カードローン	10,371	5.71	9,768	6.20
自動車ローン	4,468	2.46	3,841	2.44
教育ローン	6,002	3.30	6,373	4.05
その他	6,583	3.62	5,677	3.60
福利共済資金	10,220	5.63	3,365	2.13
設備資金	7,187	3.96	7,333	4.66
生協資金	-	-	-	-
設備資金	-	-	-	-
住宅資金	136,539	75.28	120,945	76.88
住宅事業資金	-	-	-	-
合計	181,373	100.00	157,305	100.00

● 貸出金担保種類別内訳(期末残高)

単位:百万円

項目	2019年度末	2018年度末
当金庫預金積金	714	760
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	133,909	118,833
その他	-	-
小計	134,624	119,594
保証	29,713	27,414
信用	17,035	10,296
合計	181,373	157,305

● 債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高)

単位:百万円

項目	2019年度末	2018年度末
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	0	0
その他	-	-
小計	0	0
保証	0	0
信用	-	-
合計	0	0

会員数・出資金の状況

● 会員数・出資金の内訳

単位:会員、千円、%

項目	2019年度末			2018年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	447	950,203	99.99	423	946,506	99.61
民間労働組合	207	312,328	32.86	206	311,287	32.76
民間以外の労働組合及び公務員の団体	59	238,150	25.06	59	237,135	24.95
消費生活協同組合及び同連合会	8	6,153	0.64	8	5,994	0.63
その他の団体	173	393,572	41.41	150	392,090	41.26
個人会員	0	-	-	0	-	-
その他(金庫自己口)	0	30	0.00	0	3,675	0.38
合計	447	950,233	100.00	423	950,181	100.00

● 大口出資会員(2019年度末現在)

単位:千円、%

順位	会員名	出資金額	出資金総額に対する割合
1	沖縄県勤労者互助会	191,938	20.19
2	一般社団法人沖縄県官公庁労働者共済会	99,785	10.50
3	NTT労働組合沖縄分会	39,462	4.15
4	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会	35,220	3.70
5	自治労那覇市職員労働組合	35,123	3.69
6	沖縄県高等学校障害児学校教職員組合	32,191	3.38
7	全駐労スケラン支部	28,848	3.03
8	日本郵政グループ労働組合沖縄地方本部	27,051	2.84
9	沖縄電力労働組合	26,498	2.78
10	全駐労マリン支部	22,356	2.35



債権管理の状況

● リスク管理債権

(破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額)

2019年度末のリスク管理債権合計は7億89百万円で、貸出金残高1,813億73百万円に占める割合(リスク管理債権比率)は0.43%です。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が1百万円、「延滞債権」が7億69百万円、「3カ月以上延滞債権」が18百万円、「貸出条件緩和債権」は該当なし、となりました。

リスク管理債権合計7億89百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額は7億84百万円です。また、「貸倒引当金」を5百万円引き当てています。その結果、保全額は7億89百万円となり、リスク管理債権合計の100.00%をカバーしています。

区分	2019年度末	2018年度末
リスク管理債権合計(A)	789	920
破綻先債権	1	55
延滞債権	769	845
3カ月以上延滞債権	18	19
貸出条件緩和債権	—	—
保全額(B)	789	921
担保・保証等による回収見込み額	784	913
貸倒引当金	5	7
保全率(B)/(A)	100.00%	100.00%
貸出金残高(C)	181,373	157,305
リスク管理債権比率(A)/(C)	0.43%	0.58%

(注)金額単位未満を切り捨てて記載しています。

● 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」

2020年3月31日現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

区分	2019年度末	2018年度末
金融再生法上の不良債権(A)	790	921
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	66	175
危険債権	706	726
要管理債権	19	20
保全額(B)	790	921
担保・保証等による回収見込み額	784	913
貸倒引当金	6	8
保全率(B)/(A)	100.00%	100.00%
正常債権(C)	180,738	156,538
合計(D)=(A)+(C)	181,528	157,459
金融再生法上の不良債権比率(A)/(D)	0.43%	0.58%

(注)1. 金額は決算後(償却後)の計数です。
2. 単位未満を四捨五入して記載しています。

用語の解説

◆ 「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」があります。

ろうきんも、95年度数値から「破綻先債権」「延滞債権」及び「金利減免・利息棚上げ債権」の開示を開始し、97年度数値からはこの3つに加え「3カ月以上延滞債権」を開示しました。98年度数値からは、ディスクロージャー誌での開示項目が法定化されたことに伴って、全金融機関が上記4種類のリスク管理債権の開示を行っています。

◆ 「破綻先債権」とは

借り手の倒産(個人の場合は自己破産も)などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

◆ 「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実が発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

◆ 「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる(会社の業績不振等)などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

◆ 「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことで、98年度数値から公表したものです(ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません)。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

◆ 「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

◆ 「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

用語の解説

◆ 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

◆ 「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

◆ 「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

◆ 「正常債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。

◆ 「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」のうち、預金定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

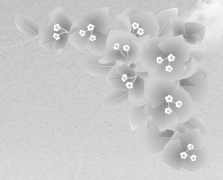
◆ 「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

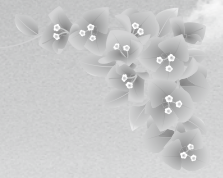
なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。



資産査定に係る各種基準の比較表

資産査定		債務者区分			沖縄県労働金庫の償却・引当基準		
定義	沖縄県労働金庫の資産査定規程						
区分単位	債務者単位						
対象	総与信		債務者区分	分類	要償却・引当額の概要		
区分	破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者 <u>1百万円</u>		破綻先	Ⅳ分類		
					Ⅲ分類		
					非・Ⅱ分類		
	実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不確実な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者 <u>63百万円</u>		実質破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 <u>3百万円</u>	
					Ⅲ分類		
					非・Ⅱ分類		
	破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 <u>705百万円</u>		破綻懸念先	Ⅲ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 <u>2百万円</u>	
					非・Ⅱ分類		
	要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者		要注意先	要管理債権	非・Ⅱ分類	予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1) <u>0百万円(注3)</u>
要管理先以外の要注意先					Ⅱ分類		
非分類							
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者 <u>170.021百万円</u>		正常先	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1) <u>0百万円(注3)</u>		
その他	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権 <u>9.977百万円</u>		その他	—	引当は行わない。(注1)		

金融再生法開示債権		労働金庫法に基づくリスク管理債権			
定義	労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条		労働金庫法施行規則第114条		
区分単位	債務者単位		債権単位		
対象	総与信		貸出金		
区分	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権 <u>66百万円</u>	(注5)		
			破綻先債権	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立を行ったこと、及び銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金 <u>1百万円</u>	
	危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権 <u>706百万円</u>	(注5)		
			延滞債権	元金又は利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金 <u>769百万円</u>	
	要管理債権(債権単位)	3カ月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出金 <u>19百万円</u>	3カ月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金(破綻先債権、延滞債権を除く) <u>18百万円</u>
		貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金 <u>1百万円</u>	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く) <u>1百万円</u>
	正常債権(注4)	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権 <u>180.738百万円</u>	<p>◎表内の金額は、2020年3月末現在の残高を表示しています。なお、金額単位未満の端数については、金融再生法開示債権に係る金額は四捨五入、その他の表示金額については切り捨てて記載しています。</p> <p>(注1)一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。</p> <p>(注2)要管理債権を有する債務者の、3カ月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要注意先です。</p> <p>(注3)単位未満切り捨て表示のため0で記載しています。</p> <p>(注4)総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権(未収利息等)については、正常債権に含まれます。</p> <p>(注5)金融再生法とリスク管理債権の差(網かけ部分)は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下の区分の合計額(貸出金分)にも一致することとなります。</p>		



有価証券に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

●有価証券の種類別・残存期間別の残高

単位:百万円

		単位:百万円					
		計	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	2019年度末	10,707	—	626	5,676	—	4,403
	2018年度末	11,201	—	322	6,377	—	4,500
地方債	2019年度末	732	—	—	407	325	—
	2018年度末	740	—	—	411	329	—
短期社債	2019年度末	—	—	—	—	—	—
	2018年度末	—	—	—	—	—	—
社債	2019年度末	3,963	1,109	500	302	438	1,611
	2018年度末	3,802	721	601	808	545	1,125
貸付信託	2019年度末	—	—	—	—	—	—
	2018年度末	—	—	—	—	—	—
投資信託	2019年度末	4,321	4,321	—	—	—	—
	2018年度末	4,166	4,166	—	—	—	—
株式	2019年度末	575	575	—	—	—	—
	2018年度末	576	576	—	—	—	—
外国証券	2019年度末	—	—	—	—	—	—
	2018年度末	—	—	—	—	—	—
その他の証券	2019年度末	—	—	—	—	—	—
	2018年度末	—	—	—	—	—	—
合計	2019年度末	20,300	6,006	1,127	6,386	764	6,015
	2018年度末	20,487	5,464	924	7,597	874	5,625

●有価証券の種類別の平均残高

単位:百万円,%

項目	2019年度		2018年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	10,262	51.64	10,756	53.40
地方債	700	3.52	1,244	6.17
短期社債	—	—	—	—
社債	3,940	19.83	3,671	18.22
貸付信託	—	—	—	—
投資信託	4,464	22.46	4,075	20.23
株式	501	2.52	392	1.94
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合計	19,868	100.00	20,140	100.00

(注)社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれています。

●預証率

単位:%

項目	2019年度	2018年度
預証率(期末値)	7.50	7.98
預証率(期中平均値)	7.41	7.94

有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローン等に振り向け、勤労者の借入ニーズに応じていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表注記(P43~44)をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2020年3月末現在の状況であり、今後、変動してまいります。確定(実現)した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

単位:百万円

	2019年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

2. 満期保有目的の債券

単位:百万円

	種類	2019年度末			2018年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小計	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—	
合計	計	—	—	—	—	—	—

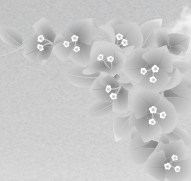
(注) 1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. その他有価証券

単位:百万円

	種類	2019年度末			2018年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	318	214	103	320	198	121
	債券	14,414	13,629	784	15,744	14,754	989
	国債	10,707	10,029	677	11,201	10,354	847
	地方債	732	700	32	740	700	40
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,974	2,900	74	3,802	3,700	102
その他	3,053	2,879	173	1,873	1,785	88	
小計	17,785	16,723	1,062	17,938	16,738	1,199	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	185	240	△55	185	207	△22
	債券	989	999	△10	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	989	999	△10	—	—	—
その他	1,268	1,415	△146	2,293	2,495	△202	
小計	2,442	2,655	△212	2,478	2,702	△224	
合計	計	20,228	19,379	849	20,416	19,440	975

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。



4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

単位:百万円

項目	2019年度末	2018年度末
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	71	71
合計	71	71

金銭の信託の時価情報

該当する残高はありません。

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

該当する取引はありません。

公共債窓口販売実績等

● 公共債窓口販売実績 単位:千円

項目	2019年度	2018年度
個人向け国債	5,000	8,000

● 投資信託窓口販売実績 単位:千円

項目	2019年度	2018年度
投資信託	—	—

● 内国為替取扱実績 単位:件

項目	区分	2019年度	2018年度
送金・振込	各地へ向けた分	316,895	309,028
	各地より受けた分	656,258	649,385
代金取立	各地へ向けた分	2	0
	各地より受けた分	8	12
合計	各地へ向けた分	316,903	309,040
	各地より受けた分	656,260	649,385

自己資本の充実の状況

1. 単体自己資本比率（国内基準）

単位:%

項目	2019年度末	2018年度末
自己資本比率	10.53	11.41

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

1. 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注)を採用しています。

(注)標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

2. オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」及び「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注)を採用しています。

(注)基礎的手法…粗利益の15%(直近3年の平均値)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は10.53%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に向けてまいります。

用語の解説

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

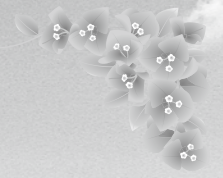
$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1))} - \text{コア資本に係る調整項目の額(注2)}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3)} + \text{オペレーショナル・リスク相当額(注4)}} \times 100$$

(注1)出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2)無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3)資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフバランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注4)8%(国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。



2.自己資本の構成に関する開示事項

単位:百万円,%

項目	当期末 (2019年度末)	前期末 (2018年度末)
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	15,058	14,818
うち、出資金及び資本剰余金の額	950	950
うち、利益剰余金の額	14,188	13,931
うち、外部流出予定額(△)	80	60
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△3
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	0
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	15,059	14,818
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	8	11
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	8	11
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	38	42
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	47	54
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	15,012	14,764

単位:百万円,%

項目	当期末 (2019年度末)	前期末 (2018年度末)
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	136,821	123,572
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	△150
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	△150
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,711	5,784
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	142,533	129,357
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.53%	11.41%

3.定性的開示事項・定量的開示事項

(1)自己資本調達手段の概要

2019年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資 ①発行主体:沖縄県労働金庫
②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:950百万円

用語の解説

◆「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

◆「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められており、算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました(ただし、経過措置が設けられています)。

◆「出資金」とは

会員のみならずより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

◆「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

◆「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されています。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。



財務データ

◆「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1) 特別積立金
将来、損失が発生した場合に備えて、損失のてん補に充てるための積立金です。
- (2) 金利変動等準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金です。
- (3) 機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を向上させるための積立金です。
- (4) 経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。
- (5) 店舗建設準備積立金
将来の店舗建設に備えるための積立金です。
- (6) 配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

◆「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員のみならずへ還元することが予定されるものを指しています。

◆「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

◆「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、退職給付引当金、賞与引当金、役員退職慰労引当金、睡眠預金払戻損失引当金、旧本店ビル解体引当金の7種類を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%）

◆「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に算入することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。当金庫ではこの経過措置は適用しておりません。

◆「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

◆「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

◆「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

◆「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

◆「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由に約定することができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

◆「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	当期末（2019年度末）		前期末（2018年度末）	
	リスク・アセット（注1）	所要自己資本（注2）	リスク・アセット（注1）	所要自己資本（注2）
信用リスク (A)	136,821	5,472	123,572	4,942
標準的手法が適用される ポートフォリオごとのエクスポージャー（注3）	136,122	5,444	123,099	4,923
ソブリン向け（注4）	1,462	58	1,018	40
金融機関向け	21,611	864	22,567	902
事業法人等向け	890	35	1,091	43
中小企業等・個人向け	82,372	3,294	71,272	2,850
抵当権付住宅ローン	18,816	752	17,882	715
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
延滞債権（注5）	230	9	349	13
その他（注6）	10,738	429	8,918	356
証券化エクスポージャー （うち再証券化）	— （—）	— （—）	— （—）	— （—）
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー（注7）	699	27	623	24
ルック・スルー方式（注8）	699	27	623	24
マンドート方式（注9）	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）（注10）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）（注10）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）（注11）	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	△ 150	△ 6
CVAリスク相当額を8%で除して得た額（注12）	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー（注13）	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク（注14） (B)	5,711	228	5,784	231
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B) (C)	142,533	5,701	129,357	5,174

(注) 1. リスクアセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。

貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなります。

なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関、地方自治体等のことです。

5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、取立未済手形、株式、出資等です。

7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8.~11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。

8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

9. 「マンドート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。

11. 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。

12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。

13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。

14. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、従業員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、標準的手法により、リスク量を算定しています。

（基礎的手法の算定方法）

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益（直近3年間のうち粗利益が正の値）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

●現在の自己資本の充実状況について

2019年度末の当金庫の自己資本比率は10.53%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によ

て自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

●将来の自己資本の充実策

当金庫では、事業計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

地域別

単位:百万円

地域区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2019年 度末	2018年 度末	2019年 度末	2018年 度末	2019年 度末	2018年 度末	2019年 度末	2018年 度末	2019年 度末	2018年 度末	2019年 度末	2018年 度末	2019年 度末	2018年 度末
国内	318,928	298,858	187,876	163,777	14,628	14,754	-	-	145	116	116,276	120,210	169	245
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	318,928	298,858	187,876	163,777	14,628	14,754	-	-	145	116	116,276	120,210	169	245

業種別

単位:百万円

業種区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2019年 度末	2018年 度末	2019年 度末	2018年 度末	2019年 度末	2018年 度末	2019年 度末	2018年 度末	2019年 度末	2018年 度末	2019年 度末	2018年 度末	2019年 度末	2018年 度末
製造業	971	1,243	-	-	700	1,000	-	-	-	-	271	243	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	-	-
建設業	109	109	-	-	100	100	-	-	-	-	9	9	-	-
電気・ガス・ 熱供給・水道業	20	15	-	-	-	-	-	-	-	-	20	15	-	-
情報通信業	21	21	-	-	-	-	-	-	-	-	21	21	-	-
運輸業、郵便業	25	15	-	-	-	-	-	-	-	-	25	15	-	-
卸売業、小売業、 宿泊業、 飲食サービス業	423	416	-	-	400	400	-	-	-	-	23	16	-	-
金融業、保険業	112,110	116,384	-	-	2,599	2,100	-	-	-	-	109,510	114,284	-	-
不動産業、 物品賃貸業	100	100	-	-	100	100	-	-	-	-	0	0	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	20,743	16,542	9,977	5,461	10,729	11,054	-	-	-	-	35	26	-	-
個人	170,613	153,220	170,467	153,078	-	-	-	-	-	-	145	142	169	245
その他	13,776	10,776	7,430	5,237	-	-	-	-	145	116	6,200	5,422	-	-
合計	318,928	298,858	187,876	163,777	14,628	14,754	-	-	145	116	116,276	120,210	169	245

残存期間別

単位:百万円

エクスポージャー 区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	2019年 度末	2018年 度末	2019年 度末	2018年 度末	2019年 度末	2018年 度末	2019年 度末	2018年 度末	2019年 度末	2018年 度末	2019年 度末	2018年 度末
期間の定め のないもの	33,606	37,052	17,129	16,493	1,100	700	-	-	145	116	15,231	19,742
1年以下	40,094	35,532	1,539	1,031	1,119	920	-	-	-	-	37,434	33,580
1年超3年以下	37,950	31,899	1,567	605	5,019	1,619	-	-	-	-	31,362	29,674
3年超5年以下	31,655	37,642	6,887	5,390	1,219	5,739	-	-	-	-	23,548	26,512
5年超10年以下	11,156	11,207	3,756	3,707	699	799	-	-	-	-	6,700	6,700
10年超	164,464	145,524	156,995	136,549	5,469	4,975	-	-	-	-	2,000	4,000
合計	318,928	298,858	187,876	163,777	14,628	14,754	-	-	145	116	116,276	120,210

(注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、出資金、有形固定資産等です。

3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

4. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

単位:百万円

	2019年度	2018年度	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
					目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	0	0	-	0	0
個別貸倒引当金	27	25	27	25	-	27	25
合計	27	25	27	25	-	27	25
	2019年度	2018年度	36	27	-	36	27

用語の解説

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記しておりますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記しておりますのでご参照ください。

③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

単位:百万円

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	目的使用		その他		2019年度	2018年度	2019年度	2018年度
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	7	12	5	7	—	—	7	12	5	7	—	—
その他	19	20	19	19	—	—	19	20	19	19	—	—
合計	27	33	25	27	—	—	27	33	25	27	—	—

(注)当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位:百万円

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2019年度末			2018年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	—	24,835	24,835	—	20,192	20,192
10%	—	501	501	—	500	500
20%	100	114,614	114,714	200	117,169	117,369
35%	—	53,762	53,762	—	51,092	51,092
50%	1,102	—	1,102	1,302	2	1,304
75%	—	116,336	116,336	—	101,505	101,505
100%	300	4,807	5,107	400	4,543	4,944
150%	—	116	116	—	175	175
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	2,450	2,450	—	1,772	1,772
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	1,503	317,424	318,928	1,903	296,955	298,858

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。なお、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関向けエクスポージャー等は格付け無しに分類しています。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理のため「融資事務基本規程」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確認しています。

信用リスクの評価については、資産査定の特設部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握に努めています。

信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的にALM委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」等に基づき以下のとおり計上しています。

●正常先債権および要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

●破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

●破綻先債権および実質破綻先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)

(4)信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位:百万円

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	715	760	—	—	—	—	—	—
ソブリン向け	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
事業法人等向け	373	402	—	—	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	341	358	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞	—	—	—	—	—	—	—	—

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

●貸出金と自金庫預金の相殺

当金庫では、「貸出金と自金庫預金の相殺」を信用リスク削減手法として用いています。

手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証について、期限の利益喪失事由が発生した場合、相殺により回収します。相殺に至った場合、預金者に「相殺通知書」を内容証明郵便で送付します。

●適格金融資産担保

当金庫では、「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

●保証

当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている政府関係機関等に対する国等の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

●クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

●与信相当額等

単位:百万円

	2019年度末			2018年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合計	派生商品取引	長期決済期間取引	合計
グロス再構築コストの額 (A)	-	-	-	-	-	-
グロスのアドオンの額 (B)	-	-	-	-	-	-
グロスの与信相当額(A)+(B) (C)	-	-	-	-	-	-
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	-	-	-	-	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額(C)-(D) (E)	-	-	-	-	-	-
外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
金利関連取引	-	-	-	-	-	-
金関連取引	-	-	-	-	-	-
株式関連取引	-	-	-	-	-	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	-	-	-	-	-	-
その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
クレジット・デリバティブ取引	-	-	-	-	-	-
担保の額 (F)	-	-	-	-	-	-
現金・自金庫預金	-	-	-	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-	-	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額(E)-(F) (G)	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
2. クレジット・デリバティブ取引の取り扱いはありません。

●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引の与信限度率は「資金運用規程」で定めています。与信相当額が与信限度枠内に収まるよう管理することにより、リスクを限定しています。引当金の算定については、「資産査定規程」に基づき算定しています。現状では、直接的な派生商品取引を行っていないことからリスクは発生していません。なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

①オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当はありません。

②投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当はありません。

●証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入しています。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。リスクを限定するために、年度ごとに資金運用委員会で「資金運用方針」を策定し、ALM委員会で協議しています。方針については、常務会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的にALM委員会および理事会に報告しています。また、裏付となる資産の状況、時価、および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

●証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

●証券化取引に関する会計方針

日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」および当金庫の「決算経理要領」等に基づき、適切に処理するよう努めています。

●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額および時価

単位:百万円

	2019年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	647	647	640	640
非上場株式等	71	-	71	-
その他	1,800	-	1,800	-
合計	2,518	647	2,511	640

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 「上場株式等」の区分には、上場投資信託(ETF)を含んでいます。
3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金を計上しています。
4. 「非上場株式等」および「その他」については時価が把握できないため「-」としています。

②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

単位:百万円

	2019年度末	2018年度末
売却益	2	1
売却損	2	-
償却	17	-

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

単位:百万円

	2019年度末	2018年度末
評価損益	-	-

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

単位:百万円

	2019年度末	2018年度末
評価損益	45	118

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

2019年度末における子会社株式および関連会社株式はありません。

「その他有価証券」については、年度ごとに資金運用委員会で「資金運用方針」を策定し、ALM委員会で協議しています。方針については、常務会の承認を受けています。期中の運用状況につ

いても定期的にALM委員会および理事会に報告しています。

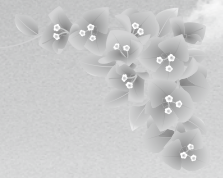
また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に基づき、適切に処理するよう努めています。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単位:百万円

	当期末(2019年度末)	前期末(2018年度末)
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	4,148	4,164
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-



(9) 金利リスクに関する事項

● 金利リスク量

単位:百万円

	2019年度末	2018年度末
VaR	1,906百万円	900百万円

● IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

単位:百万円

IRRBB 1:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,647	3,443	206	
2	下方パラレルシフト	0	0	36	
3	スティープ化	4,126	4,062		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,647	4,062	206	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	15,012		14,764	

(注)

- 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。
- 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しております。なお、表中のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの記号は告示の様式上に定められているものです。
- 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合をプラスで表示)。
- 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。

● 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員及び間接構成員向け貸出、国債等を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っております。また、預金による調達を主として資金調達を行っております。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク(金利リスク、株価変動リスク、為替リスク)及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的にALM委員会と協議しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク(IRRBB)について経済的価値の変動額である△EVE及び金利収益の変動額である△NIIを定期的に計測しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、有価証券は日次ベースで、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは△EVE及び△NIIを定期的に計測しています。この計測結果はALM委員会へ報告しております。

● 金利リスクの算定手法の概要

- 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
 - 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2020年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は1.25年です。
 - 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期5年としております。
 - 「流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。」
 - 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提は考慮しておりません。
 - 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した△EVE及び△NIIが正となる通貨のみを対象としています。
 - スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。
 - 内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
当金庫は、内部モデルを使用しておりません。
 - 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の△EVEは4,647百万円(前期末4,062百万円、前期末比583百万円増加)となっております。
 - △EVEの計測値について
当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

- 当金庫が、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- 金利ショックに関する説明
当金庫ではVaR(バリュー・アット・リスク)をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去1年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
- 金利リスク計測の前提及びその意味
VaRは、保有期間6カ月(一部の資産負債については1カ月)、信頼水準99%、観測期間1年の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

(10) オペレーショナル・リスクに関する事項

● オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④風評リスク、⑤人的リスク、⑥有形資産リスクに区分・管理し、「リスク管理・運営方針」の中でオペレーショナル・リスクに関する方針を定めています。

また、具体的な管理体制・手続き等の基本事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理要領」を制定しています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたってはリスク統括部を統括部署とし、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況および今後の対応については、定期的にオペレーショナル・リスク管理委員会と協議しています。また、理事会へ定期的に報告しています。

● オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。



労働金庫法第94条第1項において準用する 銀行法第21条の規定に基づく開示項目

単体情報

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織 12
- (2) 理事及び監事の氏名及び役職名 12
- (3) 会計監査人の氏名又は名称 12
- (4) 事務所の名称及び所在地 34～35
- (5) 当金庫を所属労働金庫とする
労働金庫代理業者に関する事項 35

2. 金庫の主要な事業の内容 28～31

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 事業の概況 8～9
- (2) 主要な事業の状況を示す指標 48
- (3) 事業の状況を示す指標
 - ① 主要な業務の状況を示す指標 48
 - ② 預金に関する指標 49
 - ③ 貸出金等に関する指標 50～51
 - ④ 有価証券に関する指標 56

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の態勢 20～21
- (2) 法令等遵守の態勢 14～19
- (3) 地域社会の活性化に関する取り組み 22～27
- (4) 苦情等への対応(金融ADR制度への対応) 15

5. 財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表 40
- (2) 損益計算書 46
- (3) 剰余金処分計算書 47
- (4) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - ① 破綻先債権 52
 - ② 延滞債権 52
 - ③ 3カ月以上延滞債権 52
 - ④ 貸出条件緩和債権 52
 - ⑤ 合計額 52
- (5) 自己資本の充実の状況 59～71
- (6) 有価証券 56～58
- (7) 金銭の信託 58
- (8) 金融先物取引・デリバティブ取引等 58
- (9) 貸倒引当金 52・53・65・66
- (10) 貸出金償却の額 66
- (11) 会計監査人の監査 47

連結情報

連結対象となる会社等は保有していません。

金融機能の再生のための緊急措置に関する 法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」

- 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 53
- 2. 危険債権 53
- 3. 要管理債権 53
- 4. 正常債権 53

自主開示項目

1. 概況等

- (1) 事業方針 6～7
- (2) 役員所属団体等 12
- (3) 常勤役員等の兼職の状況 12
- (4) 役員報酬の状況 12
- (5) 職員の状況 12
- (6) 店舗・自動機設置状況一覧 34～37
- (7) 利用配当等 47
- (8) 大口出資会員 51
- (9) 会員数内訳 51

2. 経理・事業内容

- (1) 業務純益 48
- (2) 利益率 48
- (3) 常勤従業員1人当たりの預金残高 48
- (4) 1店舗当たりの預金残高 48
- (5) 常勤従業員1人当たりの貸出金残高 48
- (6) 1店舗当たりの貸出金残高 48

3. 資金調達

- (1) 預金科目別残高 49
- (2) 預金種類別内訳 49
- (3) 財形貯蓄残高 49

4. その他の業務

- (1) 各種手数料 32～33
- (2) 公共債・投資信託窓口販売実績 58
- (3) 内国為替取扱実績 58

5. その他

- (1) 当金庫の考え方 2
- (2) 全国ろうきんの概要 4
- (3) トピックス 10～11
- (4) 沿革・あゆみ 5
- (5) 社会的責任と貢献活動 22～27
- (6) 商品・サービスの説明 28～31